下野佐野氏天徳寺宝衍と織豊政権の関東「惣無事」

松本 奈々

[キーワード:①惣無事 ②天徳寺 ③佐野 ④豊臣秀吉 ⑥北条]

はじめに

価された文書を紹介し、関東においては天正十四年に「惣無事令」の初令が出されたことを指摘された。 約されることが研究者の間では共通の認識となっている。藤木氏は東国について「関東・奥両惣無事令」と評 ①停戦命令、②当知行安堵、③当事者事情聴取のうえでの裁定、④境目確定、⑤違反者への征伐、 的に解決する法令であり、藤木久志氏が命名、提唱したものだ。「惣無事令」の内容については、秀吉による 惣無事令」とは中世を貫く自力の原則を排除し、戦争の原因たる領土紛争を豊臣政権の裁判によって「平和 の五点に集

それ以降、法令としての「惣無事令」という認識に従って、その成立年が議論の対象とされてきた。高橋博

佐々木倫朗氏 氏 (1) は天正十年から十二年にかけても「惣無事」文言のある文書があることを指摘され、 (3)・竹井英文氏(4)は、 家康が天正十年段階で「惣無事」を行っていたこと、そして家康 戸谷穂高氏

推進する「惣無事」に秀吉が介入を図っていたことを明らかにされている。

であるとするならば、その担い手は秀吉のみでなく「惣無事」に賛同し、参画した勢力をも包括するようになっ が「法令」であるとするならば、その担い手は従来通り秀吉となる。しかし、 策論が台頭している。「惣無事」自体の認識が「法令」から「政策」へと転換されつつあるといえる。「惣無事 氏 (5)・竹井英文氏 (6)・矢部健太郎氏 (7) らの研究から、「惣無事」を政策レベルで検討する、「惣無事」 その結果、 織田政権から秀吉にかけての一貫性や転換点が議論の対象とされるようになった。 統一・同盟政策としての一政策 藤井

てくる。そこで、その担い手が問題となるのである。

する支配 木氏の指摘する天正十四年の「惣無事令」を関東の諸勢力に配布したのが宝衍と道牛であった。また、信長 政策と軍事同盟との関係性を呈するものである。佐野氏は関東「惣無事」の推進に積極的に参画してきた。藤 |惣無事| では関東「御取次」・滝川一益と関東の国衆との連携に当たっていたことが知られてい 佐野氏の一 本稿はこうした議論を継承しつつ、佐野昌綱の弟・天徳寺宝衍およびその配下の山上道牛を題材に、「惣無事 権を奪わ 門である宝衍は北条氏が信長の「惣無事」の破壊に乗り出した結果、 れ、 これを秀吉に訴えるために上洛した(®)。 宝衍は佐野領での支配権回復を目指 北条氏によって佐野領に対

みであった。そこで、「惣無事」の担い手である宝衍に着目し、

「惣無事

を伝達している。

の側近として東国交渉に当たっている。また、宝衍と同時期に上洛した宝衍配下の山上道牛も、

関東の武士たちの中で、

こうした動向を示してい

たのは管見の限り佐野

関東各地

秀吉と反北条勢力との提携と

惣無事」

0)

開について明らかにしていきたい。

は宝衍 状を訴え、 氏も部分的に指摘されているが、 は北条氏の圧力を特に強く受け、 能するためには、 吉と、北条氏の圧迫を受けていた反北条勢力との利害の一致を生むこととなった。「惣無事」 きが支配力の拡大を目論む秀吉の目に留まった。そしてこれが関東の反北条勢力を味方に引き込もうとする秀 は佐野領に戻っていた。その後、 て活躍していたことを明らかにされている。本能寺の変に伴う混乱で、 いる記述を紹介され、 惣無事」の破壊に乗り出したため、佐野氏は佐竹氏と連携し、北条との対立を深めていく(エ)。こうした動 ゆえ、 天徳寺宝衍については、 松本氏は 0 秀吉は、 動向から、 その 三三継卿 側 ここで、 この提携関係の成立が必須の条件であった。信長・一益の「惣無事」に参画していた佐 家康と結ぶ北条氏に圧迫されていた佐野氏をはじめとする反北条勢力との提携を志向するよ 近である石田 織田政権の 宝衍がもともと京都周辺で人脈を有していたことを明らかにされてきた。 記 |惣無事」 の天文十七年五月二四日条にある、 粟野俊之氏 (9) · 松本一夫氏 三成に登用されるに至る。 「東国御仕置」 天正十三年夏に佐野家当主・佐野宗綱の叔父である宝衍が上洛し、 所領支配権を北条氏に奪われる状態となっていた。このため、 齋藤慎一氏が指摘されているように、 が秀吉と反北条勢力との同盟の要となったのである。 に際して、 10 宝衍が関東 らの先行研究から、 方、 宝衍が飛鳥井雅綱 同じころ秀吉は家康と対立を深め 「御取次」であった滝川 北条氏が一益を排除するなど、 一益が上野を追放されるに際し、 その動向が明らかにされてき Ш 科言継らと蹴鞠を行 が政策として 既に松本 益の配 てい 方、 秀吉に 粟野氏 信長 た 宝衍

く過程を検討する。まず第一章では豊臣政権の東国

「惣無事」

政策の前提となった織田政権の

東

不国御

仕置

宝衍が上洛して秀吉の政策に参画

以上のことから、

本稿では、沼尻合戦で佐野が北条氏に屈した後、

以上が本書の概要および課題である。なお、 反北条勢力との仲介・調整役として、「惣無事」政策の展開に大きな影響を与えたと考えられることを述べる。 対抗する形で形成・発展し、「惣無事」政策がこの同盟政策の要であったことを示す。そして、宝衍が秀吉と と秀吉を結び付けていたことについて述べていく。秀吉と反北条勢力との提携が、家康と北条との同盟関係に 秀吉が関東「惣無事令」を表明した天正十四年ごろ、宝衍が秀吉の「惣無事」政策の伝達を行い、反北条勢力 と秀吉との軍事連携が強化されていく過程で、宝衍と佐野氏が秀吉に接近していく様子を明らかにする。 と宝衍の動向について検討する。次に第二章では織田政権崩壊後、 対象とする期間は紙数の関係から天正十年(一五八二) 関東諸勢力 前後から また、

第 章 織田政権の 「東国御仕置」 と宝衍の交渉

天正十四年

(一五八六) ごろまでとする。

はじめに

間で交渉を行っていたことも指摘されている。 に戻っていることを明らかにされている。 活動していたことを指摘された。そして栗野氏は、 田政権での宝衍の動向について、 栗野俊之氏 栗野氏はその後、 ②は天徳寺宝衍が関東 神流川の合戦にて一益が北条氏に敗れると、 同じく佐野氏家臣の山上道牛が佐竹氏と秀吉との 「御取次」・滝川一益 宝衍が佐野領 の配下として

しており、 黒田 基樹氏 また信長政権期において北条勢力が積極的に信長への接近を図っていたことを指摘されている。 は 栗野 氏 の議論を受け、 同時期の 信長の東国交渉におい て大円坊と宝衍 が 同 様 0 活 頭を示

小牧長久手・沼尻合戦を経て、

無事」をめぐって、 かしながら、その後、本能寺の変で信長が没すると、北条氏は一益を放逐し、 織田勢力と対極的な立場に立つこととなったことがわかってい 信長が実現しようとしてい . る た

な様相を検討し、北条氏と反北条勢力という東国での対立構造と、上方内部での対立とが結び付き、 こうした議論を受けつつ、一章では豊臣政権成立以前、 秀吉と反北条勢力という連携が成立する前提について明らかにしていく。 宝衍が織豊政権の 「惣無事」 に参画 してい る具 体的

第一節 天徳寺宝衍の人物像と天正十年始めまでの佐野氏の動向

に近い 氏と通交している動向を注視している。 佐野氏の対外交渉を担当していた。上杉輝虎は佐野家の動向として「天徳寺 流を持っていたことを指摘することができる。こうした交流の広さからか、宝衍は兄・佐野昌綱の当主期には 弟)により竹門 その後、 宝衍が天文十五年 京都に滞在した経緯を持つなど、佐野家内部で特に上方との太いパイプを有する人物であった。松本一夫氏は、 争の境目となっていた。 天徳寺宝衍は下野佐野氏出身の地方豪族である。佐野は下野と上野の境目であり、 親族関係に位置していた。宝衍は若年のうちに出家していたが、上方の公家と交流を行い 宝衍は天文十九年 (曼殊院宮覚恕カ) (一五四六) 五月二五日、 天徳寺宝衍は佐野豊綱の子、 (一五五〇) 五月には、 筆の 『詠歌大概』を進呈される運びとなっており、 京都で山科言継らと蹴鞠を行っている記述を紹介してい 庭田重保 昌綱の弟、 (正四位上 宗綱の叔父(4)という、佐野本家筋の当主 重親の子 南影 相 北条氏と反北条勢力 重親は後柏原天皇の従兄 通候」 天皇周辺の貴族とも交 と宝衍が北 る (16) (0) 自身も

天正初め頃、 宝衍の兄・昌綱の逝去と前後して、 武田信玄・ 上杉輝虎が相次いで死去しており 18 北条氏

は北条氏対反北条勢力の対立の構図が生まれていた。 が北関東へと勢力を拡大させていた。これに対抗する佐竹氏・ 宇都宮氏ら反北条勢力が連 携を深め、 北 関

るが との提携を図っており、 と敵対するため、 とがわかる。 勝頼を討 村氏・小山氏といった東国の諸大名に初信(型)を送り、 につれ、 れる。この関東出兵は、その後、北条氏が織田政権に接近することにより中止されるが、 していた(ミン)。これは太田父子・結城氏ら反北条勢力が敵対していた北条氏に対する出兵計画であると考えら (一五七七)には、 当該期佐野氏は北条・上杉間で政治的立場を転々とさせていたが、天正三年頃から北条氏の北侵が激化 佐竹氏と連携して北条氏に対抗するようになっていた。天正三年 (伐するので、その際には合力することを求めている。 同年佐野宗綱も但馬守に補任されていた(四)。 宗綱は信長に呼応する姿勢を示し、それにより信長が官途執奏を行ったのであろう。 信長への接近を図っていたことが見て取れる。信長も甲相同盟に対抗するため、 信長は佐竹氏客将太田道誉・梶原政景父子や結城氏家臣水谷勝俊に対して関東出兵を約 この関係性は滝川 一益の「東国御仕置」へとつながっていったと考えられる。 長篠の戦いの経過を報告、 天正三年段階の信長の音信が佐野にも 翌年、 信長は佐竹氏への官途の執奏を行って (一五七五) やがて討ち漏らした武 織田信長は佐竹氏 反北条勢力が北条氏 届い 反北条勢力 天正 てい たこ \mathcal{F}

氏政が信長に従属する様子を見せてい 下で東国交渉を行ってい 揃えを経て、 天正七年 (一五八九)、 北条氏政は天正七年九月十一日に弟を通じて信長に鷹を送って音信をはじめ、 織田陣営内部では着々と武田攻めの準備が行われていた。 た徳川家康と、 御館の乱を契機として武田勝頼と決別した北条氏は、 る 合同で武田氏を攻めている(33)。 24 同 年閏三月の 石 Ш 本願寺の降伏や天正九年 その後、 その間、 織田政権 天正八年 東国 同年十 [の北条氏 の接近を志向 月には織田 (一五八〇) 五八一)二月 · 反北条勢力 政

序を作り出す の双方が信長との提携を望んでいたということができる。天正十年武田滅亡後、 の対立は解けておらず、 「東国御仕置」は北条・反北条勢力双方に受け入れられている。 織田 北条・ 反北条勢力らの不安定な妥協は、 同年信長が没することで崩壊を迎える しかし、 信長が実施した 北条氏と反北条勢力と

界二節 信長・一益の「東国御仕置」取次としての宝衍の交渉

る いる。 国諸勢力の中でも比較的早い時期に見られることを指摘することができる。宝衍の上方での人脈の広さに由 地 状以前にも伊達氏と織 を求めて奥州に使者を送ったので、馳走をするように求め、また「逸物」が手に入るように取り成しを求め には三月十九日付けで、伊達輝宗の交渉を担当していた遠藤基信に書状を送っている ⁽²⁾。 n か月程で織田軍の勝利で決着がつき、三月十一日には武田勝頼が自刃し、 の国 北条氏の一門であっ るのは四月八日時点である(※)。 長篠合戦後、 宝衍の織田方での活動所見はこの文書が初見であるが、書き出しに「先書如申候」とあるため、 ·衆や大名が織田政権に従属していく時期であった ⁽³⁾。 同年三月二三日には滝川一益が関東「御取次」に任命された(笠)。 信長が再び武田攻めを開始したのは天正十年(一五八二)二月のことであった(窓)。 た成田氏長へ朱印状が下されてい 田政権との交渉を担当していたことがわかっている。 宝衍は、これ以前から東国諸勢力と信長方との取次を行っていた。 る ③1 。 その初見は、三月二八日周玄の書状で、 こうしてみると、 一益が箕輪に入ったことが確認さ 織田方による首検分が終わってい 当該期は、 宝衍の織田方での活 武田攻め以降 織田信忠が 信長 この 動 東国 馬と鷹 は か 的

するものであろう。

その間宝衍は、

四月十六日付の一益書状を、

里見義賴の居城、

佐貫城に持参していた。

れたことについて嬉しく思っている旨を伝え、 り、信長の書状からの話題であった太田父子の直参については、一益が待ち望んでいるので、 る その後宝衍は、 この書状に対する返状は大円坊が一益の元へ持参した。 大円坊と共に四月六日付信長印判状を佐竹氏の客将太田道誉・梶原政景父子の下へ運んで 今は体調が優れないため、 五月二四日付で一益がさらに政景に書状を送 今後指示を出す旨を述べてい 政景から尋ねら

【史料一】 「瀧川文書

様共馳走不可存疎略 衆被討捕 被對天徳寺両通拜見仕候、 候、 然間東國爲警固被仰付、 候、 猶委細之段天徳寺可有御演説候條、 尤珎重満足之至候、 至箕輪在城仕候、 今度上様·殿様·三介御出馬、 (繼田信息) (繼田信建) 就其御父子様 閣筆候、 へ自今以後御 恐々謹言 入魂之儀 初武田四郎 蒙仰 其外

瀧川左近

六日

佐貫御城 | | | | | |

益 (花押) 34

として織田方との通交を図っていたことがわかる。 を述べたものである。 た文書である。 この 書状は、 義頼が一益ら織田父子勢力への「入魂」を申し入れ、それに対して一益がその斡旋に当たる旨 天正十年「東国御警固」 書き出しが、 傍線部の「対天徳寺両通拝見仕候」とあることから、 のため箕輪城に入城した関東 里見氏は北条氏と佐竹氏ら反北条勢力双方との交流を持 「御取次」・滝川一 益が里見義頼に 里見氏が宝衍を取次

氏との交渉に当たっていた。

織田政権の

|東国御仕置|

の末端に位置づき、

惣無事」

秩序の形成に関与して

の交渉網の内部に深く入り込んでいたことがわかる。

義頼が北条氏を介してではなく、宝衍を頼りに信長に接近を図ったことからも、

実際宝衍は傍線部bか

から、

益の意向を媒介して、

宝衍が織田政

35

北条氏が本能寺の変直後に一益を攻め、 と通好を有していたが、その後の経緯に照らすと、北条氏はこの「仕置き」に不満を抱いていたと考えられる。 で宝衍は、 以上、 宝衍は信長の「東国御仕置」に前後して織田方に見参し、 東国の、 主に反北条勢力と滝川一益との取次を担当している。ここで信長は北条・ 信長の「惣無事」を崩壊させたためである。 政権の東国交渉に組み込まれていた。そこ 反北条 両勢力

たことが見て取

ħ

た、 北条安房守 この書状には、宝衍が和田 と協議してもらえるのであれば、一益としてはありがたく存じる」という一益の意思表明があったという(ヨハ) 者と宗綱の使者が一益に対して佐竹氏の意向を伝えたところ、「佐竹氏が出陣して関東への措置につい が自らに向けられることを避けようとしていた ⑶。しかし、本能寺の変の知らせを聞いた北条氏は織 田政権に恭順を示しており、 申 その際、 天正十年(一五八二)六月二日、本能寺の変で信長が殺害された。北条氏は天正八年以降、 「東国御仕置」を破るため上野へ出兵、一益と対陣し、神流川の合戦を巻き起こしていく。 敵の城主は ·届候處二、有御出陣、 宝衍は一益方として出陣していた。六月二十日付け宝衍書状には佐竹氏宛に「檀那 (氏邦)の家臣である、富永清兵衛の記した覚書には、 東国織田分国崩壊に際する宝衍の動向 「天徳寺」であったと書かれている (※)。 八州仕置等、 (高崎市) まで出陣し、北条勢力と抗争を行っていたことが記されてい 信長生前、北条氏政は嫡男・氏直と信長娘との婚姻を成立させ、 就被仰合者、可恐入之由、被申候」として、佐竹氏から派遣された使 清兵衛が氏邦と共に従軍し功名を二つ挙げ 形式とし 織田政権 以 両 使、 他方で 田 て一益 ては織 滝潭 政 左蓋

と考えられる。

対外交渉役に戻ってい ように宝衍は織田氏関東分国の崩壊後、 宝衍は少なくとも八月には佐野に戻っていたようで、 流 ĬΪ 0 合戦では滝川軍は敗北し、 た。 宝衍の織田方への出仕は、 七月には一益が自身の所領である伊勢へと落ち延びていった。 具体的な時期は定かではないが佐野に帰り、 一益とは行動を共にはしなかったようである 「兼参」 的な要素が強く、 信長の死によって中 以前と同様に、 -断され 佐野氏 その後

吉への接近を図ることとなっていく。 が重要である。 節と同様に停戦を求め、 は佐竹氏側に与していた結城氏の家臣・水谷勝俊に「信長如御在世之時之節、 田秀信) 北条氏と対立していた家康を頼ったということができる。 Щ 家康が宇都宮国綱に北条氏と和睦をしないよう書状を送り(空)、 すると述べている ここでの分割案は れる。 神流 館 川の合戦後、 を頭首に戴く「織田政権」の内情により、北条氏との敵対を中止、 当該期家康は、 城に進軍 これにより、 40 「手柄次第」 している 宝衍は八月十九日付で「西表」のことについて、 ここでの「西表」とは、 上野は北条へ甲斐・信濃は徳川へという国分協定を締結している(音)。 北条氏と敵対して織田政権の東国支配を維持する方向性を示していた(平)。 43 北条勢力の上野と下野への侵攻が激化していき、 であった。 北関東の反北条勢力が、 家康と北条氏との和睦は北条氏の北進を容認する内容であったこと 北条・徳川の対陣に伴う上野での混乱に関係していると考え しかし家康は十月末には、亡き信長の孫、三法師 旧織田体制を頼って信長時代から交流があ 十月には家康の後詰として佐竹義 今後 和睦することとなった。二八日に 珎儀」 反北条勢力は助力を求めて、 惣無事尤候」(45)と、 が あれ ば急ぎ佐竹氏に しかしながら 重が 信長の 九月には Ŀ 野 報

告

神流川合戦後の東国情勢と佐野氏の動向

おり、 反北条勢力の接近は秀吉にとっても東国に干渉するための好機であったといえよう。 いった。この時点での景勝の越山は叶わなかったが、反北条勢力と景勝、 している。この と書き送っている(型)。 竹義重が景勝に対して「秀吉江弥被申合由肝要至極候、随而、義重事秀吉江無二申通候、於時宜者可御心安候 景勝の紹介で、佐竹氏ら反北条勢力も秀吉へと接近を図っていった。天正十一年(一五八二) 景勝が北条氏に対して遺恨があるならば、 この秀吉と景勝との同盟の 後天正十年末には、 同 天正十年(一五八二) 盟 成立後、 田体制の後継者としての地位を確かにするべく、 間もなく出現していることを指摘することができる。秀吉は四月二四日に柴田勝家を滅ぼして 「対陣」 反北条勢力と協調関係にあった上杉景勝が秀吉に接近(空)、 また義重はここで、下野皆川で北条氏直と対陣している旨を述べ、景勝に越山を要請 十月北条・徳川間の は沼尻合戦につながっていく関東における北条、 主目的は越中・佐々成政に対抗する軍事同盟であった。それに加え秀吉はここで、 秀吉は北条氏とは書状を取り交わさないことを述べている。 同盟が締結し、 全国各地の諸勢力に対して同盟関係を求めてい 北条氏の北関東への侵攻が激化していった。その そして秀吉の連携の初見が北条・ 反北条勢力との対立の焦点となっ 翌年同盟関係を結んでいる(48)。 四月一日には佐

自今以後者、 佐竹氏はそれに対抗するべく上杉景勝、そして同盟関係にあった秀吉へと接近を図ったのである。 宇都宮氏ら反北条勢力は、毛利北条芳林の要請を受け出馬して以降 對貴國へ、 ここでの使者は宝衍と関係の深い、佐野家家臣・山上道牛が務めていた。天正十一(一五八三) 義重無一 一可被申談逼塞二候、 御同意之所可然令存候」として秀吉との連携強化を要 51 北条氏との合戦が続いて

さらに佐竹氏側からは佐竹東義久が六月二十日に秀吉へ返状の形で、氏直と義重が対陣してい

る旨を報告

た

52

年佐竹・

りわ 辰が ず注目を集めていた。そこで佐野氏は、 条に敵対の意思を示す国衆までもが軍事連携を目的として、秀吉への接近を図っていることが見て取れる。 氏や佐竹氏を頼ってであろうか、秀吉に接近を図っていたことが指摘されている(ヨ)。 か月前のことであった。また、黒田基樹氏により当該期佐野に隣接する由良・長尾氏も北条氏を離反 にまで状況が悪化していたことがわかる。 共御詫言可被成様ニ申候」と述べている があったと推察する。 圧迫されていたことが要因であると考えられる。 け上野に隣接し、 「佐野之儀ハ三千餘貫之御禮銭毎年進上可申與御詫言申候得共、 当該期、 一益の下で活動していた宝衍を擁する佐野氏は、北条氏の攻撃対象として敵味方を問わ 佐野氏は北条氏の攻囲を受けており、 宝衍の発案であろうか、佐竹氏ら反北条勢力の人脈を利用して、秀吉 53 ° 山上道牛が義久の使者として秀吉の下に向 佐野氏は北条との攻防で劣勢になり、 佐野氏側から秀吉を頼り、 同年十月十一日には北条氏家臣 城ヲ罷下儀、 領土を保全しようという働きか 被任付、 城を召し上げられる寸前 かったのはそのわず 上杉·佐竹氏 に今未落着候、 一. 酒 また北

考えられる。 政権内部では、 が対応に当たる旨を書き送ってい た。七月二十日には本多忠勝が宇都宮氏に従属している皆川広照に、 こうして秀吉が東国諸勢力と結びつきつつある一方で、 前 説述した秀吉の東国への関与は、 東国政策については以前から交友関係が広かった家康に取次を任せる方向性で決定してい る 55 家康は信長在世にも関東 家康と関東諸勢力との結びつきに対する「割り込み」というこ 家康からも反北条氏勢力への働きか 「惣無事」 関東諸家への の交渉を行ってい 「惣無事」につい けが行 た 56 ては家康 わ n 織 7

に後ろ盾を求めたのである。

とができる。

佐野氏が北条勢力の北進によって特に強

うした交渉に佐野氏家臣が使者として派遣された理由については、

は以 やがて秀吉と家康との軍事対立に結びついていく様相が想定されよう。 の連携を強化しているといえる。秀吉の「惣無事」が家康の 疎略候」と書き送っている。 今後の通交を約束している。「草木なびき文書」の第二群は九月四日付で結城晴朝に発給された 🛞 。 二つの書状は返状 七月 到来していた。 前から秀吉と通交を持っていたようで、秀吉は 「末を初見として秀吉から佐竹氏勢力に宛てて立花京子氏 の形で出されている。ここで秀吉は、 その第一群は七月二九日に佐竹氏家臣太田道誉 家康が「惣無事」を取り扱っている最中に、 「自前々被仰談儀候條、 「信長公之御時別而被仰談之旨淵底と存知候」 「惣無事」 57 58 • が に割り込む形で展開しており、これが 「草木なびき」文書と定義する書 多賀谷重経 反北条勢力に呼応した秀吉が東国と 向後何ニても御用之義蒙仰 (59) に届けられ と述べ 結城 芣 状 口

を起こすように要請している を図るように」と家康に これに続き十月二五日には、 ただし、「 「家康から 関 関東の諸勢力は信長の在世では何も織田方に対して疎略にすることがなかったので、 .東の無事を取り扱う旨を伝えてきたが、 「惣無事」 61 秀吉が、 の実現を促している。 家康の 「惣無事」に対して圧力をかけ始めた。 また同時に、 それが延引してい 延引の際には秀吉に相談 るのは如何なる理由であるの 秀吉は家康に書状を送 早速 軍事行

北条氏勢力側カ) 候」(②)として、 其表無事之儀モ可爲秀吉次第候、 ていた。 秀吉は、 しかし、 関東の反北条勢力である、 その関東国衆の領土については、 政権内部の合議において、 から秀吉へ、 重ねて使者を立てるように述べている。 相州之儀者不及事候、 とある国衆に対 北条氏については議論の主題となっていないため、 家康と秀吉が懇意に して 何モ不日慥之御使者可被差上之由 「御国之儀、 悉承 してい このように、 届 候、 るので、 家康我等別 家康の行っている 秀吉次第であると 候、 その国 旁其節 可申 「惣無

係は、 としていた北条氏へは、 のである。 の要請であった。秀吉はあくまで、反北条勢力との提携に基づき、その要請を受けて東国への干渉を開始した 体制を打破する意図があったものと考えられる。そして、その干渉の根拠となったのが、 事」に対して秀吉が干渉したことについては、 秀吉の 秀吉と反北条勢力、 「惣無事」 に敵対する北条と家康とが同盟関係にあることを軸として対立へと展開していくこと 家康から「惣無事」を要請する書状が送られることとなった(窓)。 両者の接点は「惣無事」政策であった。一方、信長の「惣無事」を打破しよう 信長の時代を根拠としつつ、家康が東国交渉を専任され 佐竹氏ら反北 秀吉と家康との てい

小耘

を尊重するという回答を返してきたことに秀吉が られる。 に、宝衍は宗綱の存命中に、 与党に留まることは佐竹氏自身が望んだことであり、秀吉がこれを追認していたとされてい 反北条勢力が氏忠の入嗣を認め、秀吉がこれを追認したとされてきた。これに対し、黒田氏は、 氏政の子、氏忠に後継させるという問題とも関係している。 勢力との交渉を担当していた。北条氏の圧迫という問題は佐野宗綱の後継者を誰にするのか、 向をいち早く察知し、三月には一益の下で東国交渉に関与していた。宝衍は織田政権内部において主に反北条 天正十年武田氏を滅ぼした織田政権は上野に関東 よって、 この史料では、 宗綱の佐野領に対する知行の回復を秀吉に訴えようとする意図で上洛したと考え 宝衍の意向を汲んだ秀吉の佐野領に対する裁定方針について、 「是」と応えているのだと推定する。 「御取次」として滝川一益を配置する。 粟野氏は「関東惣無事令」について佐竹ら関 る。 宝衍はこうした動 具体的には北条 佐竹氏がそれ 後述するよう 佐野氏が佐竹 東

これに敵対する佐竹氏ら反北条勢力との攻防については次章以降で検討することとする。 合戦へとつながっていくこととなる。沼尻合戦からの秀吉の関東「惣無事」に至るまでの北条・徳川同盟と、 天正十一年末から天正十二年にかけて関東における北条氏と反北条勢力との対立の焦点となる沼

第二章 秀吉の「惣無事」と上杉・佐竹に対する同盟政策

はじめに

が全面対決した戦いのことである。由良・長尾氏が北条氏から反北条勢力へ寝返り、それに対する対応で出兵 した北条氏と、 沼尻合戦とは天正十一年十月~天正十二年七月にかけて、 北条氏に対抗する反北条勢力が全面対決に至った。戦いは北条氏優勢で決着がついたといわれ 栃木市南部、 沼尻付近で、北条氏と反北条連合軍

に関与し始める時期 以下、 沼尻合戦後の佐野領支配の実情、第二に、宝衍上洛の時期と意図、第三に、上洛後に宝衍が 沼尻合戦後の状況に関して、主に三つの論点について先行研究を紹介し、 の様相である。 本稿の立場を述べ てい

点で諸説 順 一番が前後するがまず宝衍の上洛について述べていく。宝衍の上洛の解釈は、北条氏の圧迫に原因を求める 致してい 、るが、 上洛を決意した要因や時期については見解がわかれている。

して宝衍の上洛を宗綱没後、 宝衍の上洛の時期について、 佐野家内部で北条勢力が優勢になったことに由来すると推測されている(音)。 粟野俊之氏は、宗綱の死を天正十三年 (一五八五) 正月に比定されている。

る。

てい なく、 綱が北条氏に佐野領支配を奪われていたことから、 が宗綱と連絡をとってい 以前に佐野を離れていた可能性を指摘されている。 かし宗綱 る 北条氏によって奪われていた佐野領の支配を宗綱が回復することにあったと考えるが、 松本一夫氏 の没年については天正十四年という指摘があり、 65 たとみられるところから、 は宝衍の上洛を天正十三年 筆者は、 宝衍が秀吉に訴えようとした主題は宗綱の後継者問題では 宝衍は宗綱との協力関係の下で上洛したと考えてい (一五八五) 宝衍上洛の契機を宗綱の死没には求められなくなっ 宝衍上洛の時期には宗綱が存命で、 の夏に比定できるとして、宝衍が宗綱 詳しくは後述 上洛した宝 る。 死没

氏が秀吉へと期待をかけていく過程を明らかにしていく。 議論を継承し 田基樹氏 にされている (6)° 条氏と、 戦と全国情勢との関係について、小牧長久手の合戦に際し、 北関東の諸大名と秀吉を積極的に結び付ける役割を果たしていた」と評価されている。 氏は沼尻合戦に際して前述した天正十一年道牛が佐竹氏と秀吉との間の交渉を行ってい たことを明らかにされている。 次にこうした宝衍の上洛の背景たりうる沼尻合戦後の佐野領支配と宝衍の関係性について考える。 秀吉と結んだ反北条勢力という対抗関係を示し、 宝衍が、 68 うつつ、 ら多くの先学がこの合戦に際して秀吉・上杉景勝・ 佐竹氏に説得への参加を求めていることを明らかにされている。また、 そして齋藤氏は、 秀吉と連携勢力 こうした連携内部での佐野氏の位置付けが指摘されてきた。 天正十年十月段階で宗綱が由良・長尾氏の説得に当たっている旨を報 (反北条勢力)、そしてその一端に位置する佐野氏が強く結びつき、 沼尻合戦と小牧長久手の戦いとの連携構造を明らか 同盟関係にあった家康の応援に向かおうとする北 佐竹義重ら反北条勢力の三者が連携 齋藤慎一氏は、 ることから、「宝衍は 竹井英文氏 本稿ではこうした 栗野 沼 して

の裁定を下したと想定されることに関係していると考えるが詳細は後述する。 野事」について、 容が佐竹方から連絡され、 いなかったため当主不在状態になっていること」を指すとして、「佐竹方としての立場を維持しているとの ては、「この年(天正十四年)の正月一日に佐野宗綱が北条方の長尾顕長との合戦で戦死してしまい、 と道牛が秀吉の庇護の下にあったことを指摘し、関東「惣無事」史料に含まれる「佐野事」という文言につい 徳川家康が中心としておこなうことを報じたもの」であると定義されてい らはじまる関東 上道牛が 衍と秀吉の これを秀吉自身が追認したものに他ならない」という解釈を示し、「関東に対する豊臣政権の政 「京都御使節」として南奥蘆名氏とも交渉を行っていたことを明らかにされている。 「惣無事令」については「佐野氏の家督を北条氏忠が継承することに対し、 「惣無事」 宗綱存命中に秀吉の配下となっていた宝衍が秀吉を説得したことにより、 秀吉もそのことを了解していたことを示している」と指摘されてい との 関係については、 粟野俊之氏 69 が、 宝衍が秀吉の家臣となってい る。 方、 黒田基樹氏 秀吉が佐野氏 北 る。 関東の諸 「佐野事」か 筆者は 後継 大名 は

らが同意したことであったと考えられることを述べる。そして、宝衍が施行に関与した「惣無事」の担い手 内容は、 北条から宗綱に取 以下こうした論点を踏まえ、この時期 について、 という順序で述べていく。この順序から見ても、 佐竹氏を頼った佐野勢力が、 ・天徳寺宝衍らに北条氏の圧迫を抑える 交渉役と武力制裁準備 り返す交渉を行うために上洛、 秀吉の裁定で自身の領土領支配を回復するという原則につ 二筋のルー の宝衍の動向について詳述していく。 引き続いて秀吉の 「惣無事」政策を提示し、これに応えた宝衍が佐野領支配 トが存在しており、 天正十四年に秀吉が佐竹氏らに 「惣無事」 宝衍が後者に位置づいていたことを示 具体的には、 政策の取り次ぎ役になっ 「佐野事」を示した際 秀吉が 関 佐竹氏 7 N た

す。

下野沼尻合戦と佐竹氏

そして具体的に北条・徳川と、それに対する秀吉・反北条勢力という対立構造が浮き彫りになり、 秀吉と反北条勢力の対話の中で、家康や北条氏に対抗する形で「惣無事」政策が展開されていくからである。 た。「惣無事」 年、天正壬午の乱以降、激しく対立していた北条と反北条勢力が下野の沼尻周辺 ていくのが、 沼尻合戦と、小牧長久手の戦いの周辺時期であった。 (一五八三) 政策が実現されるうえで、意思伝達の要であった宝衍を検討する意義は大きい。 末から天正十二年 (一五八四) にかけて、 北関東では沼尻合戦が勃発した。 現 栃木市)で直接対決に至っ 宝衍が支えた 連携が深まっ 天正十

とができないよう、 この合戦は小牧長久手の合戦と並行して行われており、 その後七月に停戦が結ばれるまで、北条と反北条勢力が佐野領近辺を境目として対陣に及んでいた。そして、 宮ら反北条勢力をも巻き込み、四月に佐野氏と北条勢力の境目であった沼尻で、両勢力が対陣に至っている。 階では、 沼尻合戦の具体的な様相は、齋藤氏 ⑺ や黒田基樹氏 ⑺ ら先学が詳しく論じられてい 佐野氏と元北条勢力であった由良・長尾氏が北条方に攻められていた。それを支援に来た佐竹・宇都 秀吉と反北条勢力が連携していたことが知られている。 北条氏が家康を支援して、 小牧長久手にかけつけるこ る。 合戦 0) 初 期

越後景勝対此方無二入魂候間、 沼尻合戦中には、 た。 天正十二年 秀吉・上杉景勝・佐竹氏をはじめとする反北条勢力、という三勢力の間で、 (一五八四) 三月二六日、 是又被仰合、 可被及御行事肝要候」として義重に上杉景勝や木曽義昌と共に 秀吉は佐竹氏に対して合戦の様子を報じつつ、「信州木曽

てい

つ

統之御行」をするように求めている(マイ)。 北条氏に対する共同出兵を行うように促してい る 73 六月四日には秀吉は佐竹氏ら反北条勢力に

ここからも、三者の連携が軍事同盟の性質を帯び始めていたことを指摘することができる。 北条勢力である佐竹に対して援軍を派遣しており(マシ、この情報は天正十二年八月に秀吉の許 重の下野小山への出兵に蘆名氏が与力している(ゼ)。また、景勝は上野での北条・反北条間の抗争に際し、 こうした秀吉の要請を受け、 佐竹氏は南奥で佐竹氏影響下にあった蘆名氏を動員し、 天正十二年五月には へ届いてい

る 77)。 宛てた書状では、この合戦中に秀吉が佐野氏と結びついていたことを指摘することができる。 とか抵抗しようと佐竹氏を頼り、秀吉に支援を求めたと考えられる。小牧長久手の合戦後、 に指摘したように、天正十一年十月時点で、佐野氏は北条氏に「詫言」を述べていたが、おそらくその後も という枠組みが終了した、ということができる(%)。沼尻合戦中、佐野氏は佐竹氏から支援を受けていた。 属したことを意味していた。信長没後も三法師 ここでの和睦は、 関東での沼尻合戦は七月末には収束し、北条・反北条勢力はそれぞれ七月二二日~二三日の間に退陣してい 一方小牧長久手の合戦も十一月十一日に、信雄が秀吉と和睦を結ぶかたちで収束することとなった。 旧主君であった織田信雄が秀吉に人質を出すことで成立しており、信雄が事実上、秀吉に従 (織田秀信)を戴くことで擬制的に維持されてい 秀吉が佐野宗綱に た「織田政

【史料二】「栃木県庁採集文書三」

候、

猶追

而

可申越候也

先度申遣之筋目、 最前染筆候、家康事、 如有来令申付候、 如何様共天下次第之旨、 若令相違者、 令墾望候、 明春早々出馬、 然者家康并相州氏直 可加誅伐候、 人質出置之、此方於存分者 其面事、 何扁無越度候様覚

十二月廿日

佐野修理進とのへ

佐野修理進との 秀吉」(79)

反北条勢力との同盟政策を示すものであったということができる。 この文書を受けた直後、反北条勢力から秀吉へ史料三で紹介する返答が出されており、この秀吉の働きかけは 実現のため、従わない勢力(北条氏)に対する出馬を佐野氏や佐竹氏ら反北条勢力にも求めたと考えられる(སས) うに、秀吉はこの文書で反北条同盟の主体となったことを提言し、関東の裁定は上方で行うため、「惣無事 氏直が人質を出したという史料は見つからず、虚構であるとされている(®)。既に齋藤氏が指摘されているよ 長久手の合戦終結直後の天正十二年に比定することができる。しかし、家康はこの段階で人質を出していたが、 馬し誅伐を加える予定であると述べている。書状冒頭から「人質出置之」までの文言により、この文書は小牧 おいた原則のとおり、関東諸将の知行を尊重・維持するよう命じている。また、違背する者に対しては来春出 いても秀吉に従う旨を嘆願し、家康と氏直が人質を出してきたので、秀吉としては、以前に宗綱にも通告して りの領土支配を認め、違反する者に対して出馬する意向を示したものである。ここで秀吉は、家康が何事にお この文書は天正十二年、小牧長久手の合戦後、秀吉が佐野宗綱に宛てて小牧長久手での勝利を伝え、

とが指摘されている(8)。こうした急激な官位の上昇と、家康ら対抗勢力が従属したという秀吉の認識が、

小牧長久手の合戦であった。当該期秀吉は、天正十二年(一五八四)十月、五位に叙され、十一月には従三位

秀吉が制裁を含めた「惣無事」を提唱するようになったきっかけは、沼尻合戦と、それと同時期に勃発した

権大納言に任命されている。

これ以前秀吉は無官であり、

文書として残されている口宣案は後に作成されたこ

松本一夫氏は

『石川忠総留書』

から佐野宗綱の

死を、

天正十四年

(一五八六)

正月に比定してい

る

そ

ていた。 構想として出現するに至ったのであろう。 それに対して、小牧・長久手の合戦の決着という情勢の変化を受けて、秀吉自らが東国に対して裁定 秀吉は天正十一年段階では家康を介した関東の無事を模

を行う旨を主張し始めたのである。

連携を支援、 を行っていた。宝衍はこの秀吉と反北条勢力の軍事同盟の一員として、 いて、救済が求められていたことが想定される。当該期宝衍は佐野氏の担当者として、 また、この構想を佐野氏に伝達していることから、これ以前に佐野から秀吉へ、佐野宗綱の佐野領支配につ 利用を図っていたということができるであろう。 佐野氏側から、 秀吉と反北条勢力との 佐竹氏らに対する交渉

宝衍の上洛と秀吉政権の取次への登用

失っていたことに焦点を当てて、 者問題に結びつけることは難しくなっている(窓)。本節では死没以前の佐野宗綱が佐野領に対する支配: しかし、 天正十三年以降の宝衍の動向については、 近年の成果として、上洛時期が宗綱の死没以前であることが確定したため、 具体的な事実経過を明らかにしたい。 宝衍が宗綱 の死と前後して上洛していたことが指摘され 上洛の狙いを宗綱の後継

の記述 が滞在してい して宝衍の V た、 博多姪の浜の寺院を指すとして、これは天正十五年 について、この「例の寺院」とは九州攻めに出陣していた秀吉に謁見するために、 出奔時期については、 た例 の寺院へ、天徳寺と称する坂東の一人の貴人が三、四度司祭を訪ねてきた」から始まる宝衍 次のように述べている。松本氏は、 (一五八七) 七月の記事であり、 ルイス=フロイス著 『日本史』の 宝衍は九州攻め 司祭が 湿留し 司

7

いる。

ある沼尻合戦の記述から天正十二年の沼尻合戦中には宝衍が佐野にいたので、 とであるとされている。さらに、松本氏は後述する大円坊宛・羽柴秀吉書状 ている。そして年未詳の九月三日付宝衍書状 期待している」とあることから天正十五年の数年前、つまり宝衍の上洛は天正十四年より前に遡れる、とされ 発言で「私は数年前、 に同行していることから、 (一五八五) の夏に比定することができるとして、 ある戦いに敗れて流謫の身となったが、 上洛はそれ以前のことである、とされている。 (史料四) 宝衍が宗綱没以前に佐野を離れていた可能性を指摘されて の「去夏上洛候」(8)という記述から、 関白殿の御好意により、 加えて、ここに書かれている宝衍 (史料三)を紹介し、その内部に 宝衍の 出 今回復職できることを 奔 それは夏のこ は天正 十三年

つつ、次の書状を検討したい 筆者も宝衍の上洛について、 松本氏の年代比定に従うべきであると考える。こうした松本氏の議論を踏まえ

【史料三】「彦根藩井伊家文書

大円坊 秀吉」

各相 之処、 '去正月廿一日之書状令披見候'、 而 談肝要候、 。當表之儀 氏直以 計 策新 。 然者氏· 無残所属存分候、 田 直事も家康同 館 林 両 仍佐竹・ 地 請取 。将亦其表事、 · 意之儀候之間 佐野祭棚 于今居陣之由 天徳寺 去秋以来、 我 々令助 候、 ・宇都宮書状、 依之義重近日可為出馬之由候、 義重 言 無事 氏直雖対陣候、 可執曖候 何も及返礼候、 自然於無許 依 為節 能 々 所 可 無越度候様 容者、 被 互被納 相 届 候

三月十七日(天正十三年)

秀吉 (花押影)

大円坊

家康間 もし氏直が斡旋を容れないのであれば、 今となっては 傍線部dでは いえる。 と考えられる。 修・天徳寺」の誤読であることが明らかにされている (※)。 理進宗綱と共に関東にいたことがわかる。 て、傍線部aの ととして述べられている。よってこの書状は天正十三年(一五八五)に比定することができる。これを踏まえ の合戦が終結して以降のことであると推測される。傍線部cでは天正十二年の沼尻合戦のことが「去秋」のこ 東対策の大綱を伝達したものである。まず年次比定について考えると、傍線部bから天正十二年の小牧長久手 いえよう。 この文書は、 の和睦は反北条勢力に既に伝達されており、反北条勢力は秀吉・家康双方と結ぶことを画策していたと また、 傍線部bは前年十一月までの小牧長久手の合戦が秀吉有利の条件で決着したことを指すものである 「北条氏と反北条勢力との対立も、 この年の正月、 我々(秀吉・家康) 関東諸将との連絡役であったとみられる大円坊に対して、秀吉が天正十三年に今後の秀吉 傍線部では秀吉と家康との対立の対になる、 「佐竹・佐修・天徳寺・宇都宮」をみると、天正十三年正月に天徳寺宝衍が甥にあたる佐野修 反北条勢力は家康にも音信を送っていた (8)。 天正十三年正月段階で、 が (氏直に)助言して、 武力制裁を加える」旨を述べている。 傍線部aの該当部分はこれまで「佐野天徳寺」と読まれていたが「佐 氏直と家康が秀吉に同意しているから、 天正十三年正月時点で、宗綱の存命を示す根拠と 関東での北条氏・反北条勢力の葛藤を指している。 関東諸将との 「無事」を斡旋するつもりである。 家康が秀吉に従った 0

後述する宝衍の上洛につながって

交渉が不調に終わる場合は

たとみら

軍事行動に移るという。こうした秀吉と反北条勢力との約諾の積み重ねが、

れている。これは前年の史料二と呼応するものであった。秀吉は史料二と同じく、

天正十三年三月、

宝衍は甥の宗綱と共に反北条勢力の一員として秀吉に救済を求めてい

衍は、 によっては軍事制裁を行う「惣無事」の旨を述べていた。これには自力救済権の剥奪というよりも、 いったと考えられる。 秀吉に戦争を行うように働きかける必要があったといえる。ここで、秀吉は北条との交渉を行い、 宝衍ら佐野氏は秀吉と連携して北条と戦うことを切望していた。 佐野氏の一員として宝 場合

川・北条同盟に対する包囲網形成の意図があったと考えることができる。

を示しており、 に越山を要請するように指示を出していた。このように当該期から秀吉は関東への出馬 前に「早速ニ人数等入候者、 持っていたことを踏まえ、 筆者はそれ以前反北条勢力が関東へ「御出馬」を求めていたこと、そして秀吉が反北条勢力を取り込む意図を 指していた。この富士一見に対して、その対象を家康、または家康と北条氏、とする見解にわ て、「富士山一見」を望んでいる旨を書き送っている。この「富士山一見」とは、 氏 その後、 宇都宮氏 松本一夫氏が指摘するように、 景勝もこの策略に組み込まれていた。宝衍の上洛はこうした情勢を受け、 結城氏 北条勢力も軍事行動の対象であったと考える。そこで秀吉は 景勝へ可被申越候、 (g) ら反北条勢力に対して「連年富士山一見之望候條、 宝衍は天正十三年の夏に上洛した。この間六月十五 自此方堅申合候間、不被残心底尤ニ候」と緊急時には、 秀吉の東国 其 「富士山 (北条氏征討) 刻可 行われたものであっ 遂 日 か の軍事行 初 れ 一見」を行う てい 秀吉は 面 の意向 る とし :動を

たといえる。ここで次の史料を検討する。

仍越国 此度小室久左衛門所へ之便札令披見候、 相 候 間 被移 万端不 候 由 如意之体候 如 何様之存分候哉、 右衛門様も堪忍難成候、 。佐野之事 "然者年来在京望二付而、 佐竹 但小者 相州と被合苞ニ 一身二而可被越候 寺家之事 候 侍者ニ 殊 21 更去今両 愚ハ 相 渡、 E 年従· 両年も可 小 $\dot{\mathbb{H}}$

覚悟ニ候、 但堪忍不自 由 [二候間: 在京も難成候、 。将亦與太郎去月廿 七日佐野江 返し候、 若可遊斎 対

ハゝ、委可及伝言候間略筆候

九月二日

秩父豊後守殿 (小音刑部丞)

恐々謹言 宝衍

野家の自立 の宝衍の上洛の狙いは、 けていることが見て取れ、 総留書』から天正十四年正月のことと推測することができる。傍線部cでは、 置かれていた。そのため宝衍は天正十三年夏に上洛し、北条氏に圧迫されている佐野氏の窮状を秀吉に言上し 述べた天正十一年十月時点で佐野氏が北条氏に攻囲されて「詫言」をしており、北条氏の影響下に抑え込まれ という取り決めがなされていた。「去今両年従小田原被相務候」は、天正十二年・十三年の二年間、 た天正十三年に比定することができる。この時点の佐野については、傍線部りの「佐竹・相州と被合苞ニ候 ていたことが想定される。 務は北条が行っていたため、宝衍は経済的に困窮していた旨を述べるものであると考えられる。これは一章で て東国との交渉に従事していた。傍線部aで宝衍が「去夏上洛」と記すことからも、この書状を宝衍が上洛し 洛したことを伝えたものである。詳しくは後述するが、天正十三年九月半ばには、 つつあったことと関係している。沼尻合戦と前後し、佐野氏は北条に敗北し、佐野領の収税は北条の支配下に この文書は天正十三年に宝衍が真田氏関係者の小菅刑部丞に宛てて、自身が佐野の所務を取り戻すために上 の回復を図り、 存命している佐野家当主・宗綱の意向を受け、北条氏の支配下に抑え込まれていた佐 当主・宗綱は存命中であることが推測される。 秀吉に後ろ盾を求めたものということができよう。 宝衍の甥・佐野宗綱の死については年未詳の三月付け長尾顕長感状 前後関係を考えると、 上洛後の宝衍が佐野と交流を続 宝衍は石田三成の配下とし 天正十三年夏 佐野の所 石 恵

秀吉の同盟政策交渉窓口としての宝衍

た、上杉・佐竹氏とその周辺に広がっていたことを指摘することができる。 天徳寺宝衍は天正十三年(一五八五)夏に上洛した。そして、その情報は反北条を意図して提携関係にあ

【史料五】 「真武内伝附録

尤候、 安房守殿御存之通彼両人に申渡候、 雖未申通候、去比就阿波守殿儀自景勝千坂対馬守・村山安芸守以両使巨細被仰上候條関白殿 (電景意) 状其文令披見則披露仕候、 被差遣候條、 右に候之間、 被入御精可被送届候旨 御用貴所之儀も疎略在之間敷候、 猶委細之段此使僧可為演説候間令大略候、 拙者事景勝御儀馳走申事候間、 御語候、 軈而又自関東使者衆可被罷上候間、 御用等可被仰越 向後別而御用可承候、 恐々謹 候、 将又去九月十四日 路次無異議様被仰付 就中此使僧関東 天 達 上聞

十月十八日(天正十三年) 矢澤綱)

この文書は天正十三年、

御宿所

三成

(判

三成はこの後、 ける初信であり、 史料四から一か月後のものであると考えられる。石田三成から沼田城主・矢澤頼綱へ送られた、文書交通にお 関東 千坂対馬・村山安芸守両名の活動から天正十三年 「惣無事」として反北条勢力や上杉との連携や同盟政策を執行し、 $\widehat{}$ 五八五)に比定することができる 天正十六年には

伝え、それに伴う尽力を命じたものである。史料五は、筆者が史料四の年代確定の裏付けとしたものであ

石田三成が矢澤頼綱に宛てて、今後真田氏の要請に従い通好を交わす秀吉の意向を

ての「惣無事」

が宝衍を媒介に発展していることが見て取れる。

秀吉の 執行役である三成の近くで「惣無事」の交渉に当たっていた記載は見逃せない事実である。こうして、 事」命令に違反した伊達氏 惣無事」 政策による救済を求める立場から、 への制裁を景勝に命じて断行している 秀吉の 「惣無事」 98 政策を推進する側に立場を変化させて 文書後半にみられる宝衍が 惣無事 宝衍は

無事」に参画したことは、 無事」に参入する際に、宝衍が窓口となり、仲介を行っていたことを指摘することができる。 後、三成は真田方に、 定される。 されていないが、ここでの昌幸の主張は当該期真田氏が懸案としていた沼田・名胡桃両城の領有のことかと想 坂対馬守と村山安芸を使者に昌幸の主張を秀吉に伝え、昌幸の思惑通りの答えが返されたとある(※)。 用していた。 に石田三成への仲介を依頼したことが読み取れる。真田方は同年七月に上杉に従属しており、 ر د ۲ してこうした真田の要望は、 では引き続き、 真田は勢力を増す徳川・北条氏同盟に対抗するべく、 真田氏が宝衍・景勝の二筋のルートから秀吉への接近を図っていたことが見て取れる。 文章の内容を精査してゆく。 関東との使者の交流に際して路次の馳走をするように命じている 上洛後、 反北条勢力との同盟政策を展開する秀吉の思惑に合致し、受け入れられた。 比較的早い段階で関東諸勢力に周知されていたとみられる。 傍線部から、 真田家家臣 豊臣政権へと後ろ盾を求めたのであろう。 ・矢澤頼綱は、 100 同年九 そして宝衍が 関東の勢力が 月十 景勝のつても 同盟政 应 景勝は千 H 明記 気策とし 宝衍

え続けることからも②の宝衍の要望が秀吉に聞き入れられたことは明確であり、 野の所務を取り返したい」という宝衍の願望が上洛に繋がったこと、 以上、史料四・五 から、①宝衍の上洛が天正十三年夏であり、宗綱の死を原因とするものではないこと、 が見て取れる。宝衍がその後も三成に仕 第四節で取り扱う「佐野事」 2

されていったということができる。

は宝 に組み込まれたことで、「惣無事」政策が佐野氏や佐竹氏ら反北条勢力の要望を組み込む側面を持ちつつ 衍の意向を受けたものであったことが想定される。 宝衍が 「惣無事」政策の交渉担当者である三成 の部

らの 組み込まれたことに由来しているといえる。以降の宝衍と反北条勢力が秀吉と交渉を重ね、「惣無事」を自身 佐野氏や反北条勢力に有利な性格を含みつつ展開されていったのは、 ため奔走するが、これは秀吉と宝衍の利害の一致が形成されたという前提なしには成しえない。 た徳川・ の秀吉書状を受け取ったのち、すぐさま上洛した。これは小牧長久手の合戦以後、秀吉が結成しようとしてい 北条氏との戦争によって佐野の所務を回復することを期待した宝衍は、 自的 北条両氏に対する包囲網に期待をかけたためであった。この後、 (北条氏討伐) に引き付けようと奮闘する過程については、次節で詳しく検討していくこととする。 宝衍が三成と結びつき、 宝衍は秀吉の 天正十三年三月末か 「惣無事」 豊臣政権内 うら四 「惣無事」 政策波及の 月に史料三 |部に

凸節 関東「惣無事」の展開と反北条同盟の連結

第

を深め、 家康と結んだ北条氏への武力行使が中止される可能性が浮上してきた。その後、 ら関係が悪化してい 氏を打ち破るほどの力はなく、 二十旦、 小牧長久手の合戦以降、 三月十四日、 秀吉へ、北条氏と敵対するよう、 た家康と和睦を結んでい 三成が沼田城主・矢澤頼綱に佐竹氏の使者を派遣するための路次の馳走を依頼してい 秀吉は徳川・北条両氏に対して優位な地位に立っていたが、ただちに徳川 引き続いて両氏の分断に力を注いでいた。秀吉は、天正十四年正月頃 働きかけを続けていく。 る(回)。このことにより、 具体的には天正 反北条勢力が秀吉と交渉を進めてきた、 反北条勢力は三成と結びつき 十四四 年 五. 九六)二月 前年か 北条両

氏の討滅)を伝え、北条氏への強硬策を講じるよう、説得を行っていたと考えられる。 あった宝衍が、反北条勢力の意見を汲み取り、 とは真田の沼田領有のことであろう。北条攻め中止の可能性が浮上する緊急事態において、三成とその側近で を報告し、 頼綱の馳走について喜んでいることを伝え、②多賀谷重経が秀吉に差し上げた五明若狭守に伝言を届けたこと る 102 また、三月七日、 3 「彼望之儀、石治相談随分馳走可申候、 宝衍は頼綱に対して、 三成と共に秀吉に反北条勢力の要望 ①関東から派遣された京都へ 猶近日以使者可申候」と述べてい 、の使者 (北条氏の侵攻阻止 脚力が到着し、 る 103 「彼望之儀 秀吉が 北条

【史料六】「佐藤行信氏所蔵文書」

氏家臣・太田道誉は同年三月十四日付で山宮斎に次の文書を送っている。

反北条勢力もまた、宝衍や三成の推進する「惣無事」政策に期待を寄せて、

秀吉方に結集してい

・った。

候、 二日朔日 伐極候、 何方御陣ニ 彼取扱表裏段、 御朱印廿七到着、 一候哉、 承度御証以客僧申候、 天徳寺御在京之上不及申候、 翌日覃御請 候、 家康頻二 関東之様子江庵可被申候、 於沼津家康·氏直父子被及中談 御赦免之儀被申上 早々令面上度迄候、 电 方被明: 白候、 御隙、 氏記 直[®] 具口上令 定可有 御 類 直覧 御 追

(天正十四日 (天正十四日

道(X 誉)

花押

山宮斎

参 104

して、 この書状は天正十三年、 それぞれに都合 0 1 太田道誉が山宮斎に宛てて、秀吉が北条氏の扱いについて、 1 正 反対の対応をしているが、 反北条勢力としては交渉役の宝衍が在京しているの 家康と反北条勢力に対

宝衍を介して北条攻めの継続を訴えたのである。 秀吉の北条攻めに期待を懸け秀吉に接近した反北条勢力は、その後の出兵中止の危機に、三成とその下で働く うのは、 会日本報告の中で「羽柴殿が尾張の戦さから帰った後、 徳川包囲網に期待する勢力が増えつつあった。ルイスフロイスは天正十三年(一五八五)十月一日付イエズス 条勢力が宝衍の交渉に熱い期待を寄せていたことが見て取れる。小牧長久手の合戦以降、東国では秀吉の 秀吉は反北条勢力には北条攻めを行う約諾に及んでいることがわかる。そして秀吉の北条氏への働きかけに対 るので言うまでもないことだと記してい 斎について詳細は不明であるが、 しの「御朱印」とは秀吉が二月一日に佐竹氏勢力に送った朱印状のことであると考えられる。 で、反北条勢力としては宝衍にかけて、秀吉に対北条強攻策を訴える方向性を示している。 北条側 彼の戦さでの成功を見、また彼がこれらの人々を味方しようとしたからである。」と述べている の対応 (彼取扱) は表裏二面の不誠実なものであった。しかし、天徳寺 佐竹氏の家臣であった道誉は「彼取扱表裏」について、天徳寺が在京してい る。 書状一行目冒頭で、家康が秀吉に北条氏の赦免を訴える一方で、 坂東地方の他の国主や大身が彼の味方となった。 (宝衍) ここからも、 が在京してい 宛先である山宮 反北

が こうした状況を受け、 「関東惣無事令」の存在を説い 秀吉は同年夏~秋にかけて反北条勢力へ た一連の文書群である。 次の 「停戦命令」 を書き送ってい 藤木氏

[史料七a] | 専宗寺文書

三月十四日 書狀加披見候、 口 相立 候 若相滞族有之者 家康事、 種 々懇望誓紙 急度可申 ·付候之間 人質等、 堅相下令赦免候、 可被得其意候 然者東国 何茂不図為富士 近日 差 一見、 遣 使 口 相 境

家康と北条氏の会談について情報を求めたものである。この書き出

で対北条交渉については心配ないと述べ、

候之条、 五月十三日 猶其刻可 申

この書状は天正十四年秀吉が太田道誉に宛てて同年初め頃の家康の赦免を伝え、東国への「惣無事」の意向 106

秀吉朱印影

たことがわかる。加えて、未だ「富士一見」を表明しているが、これは反北条勢力が懸念していた北条氏への すると記している。傍線部より、反北条勢力に対する相滞族(北条氏)の侵略を阻止する裁定が約束されて

について、家康を赦免したことを述べている。秀吉はこうした動向を受け、近日境目画定のために使者を派遣 を表明したものである。史料七aで秀吉はまず、「家康事」として天正十三年以前の秀吉と家康との緊張関係

出兵を表明しているものと考えられる。 史料七aの書状の二週間後に出された史料七bも同様の内容を継承している。

【史料七b】「秋田藩家蔵文書」 佐野事、

申付候条、 下堅相ト、 無異儀之段尤候、自然之儀入魂専一 令赦免候、 其間之儀、 然而関東之儀、近日差越使者、相立境目、 聊尓之動不可有之候、 委細相含山上道牛候、 候、 家康事、 種々縁辺等之儀迄、 可属静謐候、 猶増田右衛門尉 若相滞族於有之者、 令懇望候条、 石田治部少輔 急度可 可申候

五月廿五日

(朱印影)

也

白河七郎とのへ(107

これは天正 + -四年、 秀吉が白河義広へ 佐野領返還の方向性と家康赦免を伝え、「惣無事」を表明した文書で

31

ある。

宛先である白河義広は佐竹氏出身で白河義親の養子となっており、

穏当とみられるのである。 上道牛であったことがわかる。ゆえに、 の史料七りと併せて、次に示す史料八aからも、 氏に示して、佐竹氏がこれを受け入れたことを示す文言であったと理解するのが妥当であると考える。またこ ていた。ゆえに、この「佐野事」という文言は、宝衍が秀吉に訴えていた佐野領の取り扱い原則を秀吉が佐竹 と通じる佐野勢力に有利な裁定を行う意向が伝達されていたのであろう。 がないことが「尤」であると解している。 者は黒田 るとの内容が佐竹方から連絡され、 吉自身が追認したもの」と解され、 栗野氏はこれについて「佐野氏の家督を北条氏忠が継承することに対し、 れたことを秀吉に訴える意図で、この史料の前年に上洛し、秀吉の「惣無事」 無異議」と伝えられたと考える。 書状七りは書状七aと内容を同一にする部分が多いが、冒頭に「佐野事」が追加されている。 それに呼応し境目確定を行う政策であることを指摘することができる。 氏の論を受けつつ、 つまりこの 佐竹周辺勢力が秀吉から伝えられた 史料四に関連して既に述べたとおり、 秀吉もそのことを了解していたこと」と解釈されている。これに対し、 黒田氏は、 「関東惣無事令」 「佐野事」は宝衍・道牛にとって望ましい内容であったと考えるの おそらくこれ以前に秀吉から、 当主が不在である佐野氏が「佐竹方としての立場を維持して 史料七りを関東にもたらした使者は、 はaと本質的に内容を共にする、 (佐野家の所務回復の) 宝衍は佐野領の知行を北条氏に 北関東の諸大名が承認し、これを秀 こうした状況に対して佐竹氏側 佐野領を返還させるという、 政策推進に参画するようになっ 宝衍の関係者である山 方針に対して、 反北条勢力の意向 既述の 佐竹氏 から

【史料八a】「前田尊経閣所蔵古文書写」宝衍は史料七bと同日付で史料八aを出

当該期白河氏は佐竹氏に従属してい

関東御

幸便之間令啓候、 万乙京都我等随身之儀忝仰付候者、 然者東八州之模 様、 可令馳走候、 為可被聞 食届、 委細山上道牛可申之間、 山上道牛被為指下 候、 閣御筆候、 尤造作 :路次等御指 恐々謹言 南 所 希

衍

五月廿五日 冨

当美作守殿(氏寒)

108

とが見て取れる。

惣無事令」の北限であった蘆名氏に対しても宝衍が根回しを行い、 この文書では天正十四年、 宝衍が蘆名氏家臣・冨田美作守に山上道牛の路次の安堵を依頼している。「関東 惣無事」政策推進の一端を担っていたこ

により関東から南奥まで伝達されていった。ここで史料八bとして白河義広の義父である白河義親の「惣無事 の返状を検討する。

こうして秀吉が裁定を行う旨を示した関東「惣無事」は石田三成

・増田長盛とその下で活動する佐野氏家臣

【史料八b】 「東国大学国史研究室保管 白河文書

所有御塩梅可然様御馳走尤候 故指引難成候 味中手成付而被成下、 委細 Ш 上道牛可 当秋中被及御下知千言万句御肝要二奉存候、 被申上候、 御 [書状、 此節至于御手延者、 就中佐野之義被 仰 出候、 参御味方候諸 皆 Ш Ш 家外 城守属氏直 猶任彼口上不能具候、 様滅却慥 候間、 有程 敵途不自 恐々謹 此 亩

言

増 恒日右衛門尉趴 七月廿七日 (天正+四年)

殿

不說

石田治部少輔殿

如此両

人へ

統

一御返事候、

両人も統一ニ書指上申され候以上、

小嶋若狭守へも両人へ之御文言ニ而

する軍事連 特に蘆名については景勝が懸案としていた新発田氏と隣接していることもあり、 奥州一惣無事」も伝達されている。 佐竹氏を中心とする反北条勢力の構成員であった。ちなみに、当該期関東「惣無事」の北端であった蘆名には 見て取れる。 停戦命令の形をとりながら、その実として反北条勢力の望む、北条への出兵を命じる側面を有していたことが 秀吉と反北条勢力の軍事提携を連結していた。ここからも、 いたことを指摘することができる。そして、 河へと巡回して「惣無事」 たことがわかる。齋藤慎一氏は道牛が「惣無事令」を携えて佐竹氏の元に赴き、 しばしば焦点とされていた。ここから「関東・奥両惣無事」の対象は上杉・佐竹氏との軍事提携を基軸として この文書は天正 て、 白河氏が佐野へ進軍することは困難である旨を述べたものである。 皆川が北条氏に属したため、 携を形 また、 成 十四四 日付が七月となっていることから、 Ļ 年、 諸勢力を豊臣方に結集するという側面を有していたといえる。 史料七bの秀吉の が東国各地に伝達されたことを明らかにされている 奥州については、秀吉が天正十一年段階で上杉景勝を取次に任じていた(山) 佐野領への進軍が難しい旨を弁解している。ここからも、「惣無事」 関東の対象となる連携国衆に対しては、 「惣無事」 道牛が反北条勢力の元に到着したのは同年七月であ 表明に対して、 秀吉の 「惣無事」 傍線部aで白河義親は 白河義親が増田長盛・ 政策は実態として、 110 上杉・佐竹間 続い これらの諸大名 て結城、 佐野家家臣が派遣され 塩谷、 石 の同盟に 「佐野之義」に 픨 北条氏に対 蘆名、 ・国衆は お É

かし、

この段階において、

秀吉は北条攻めを明確な決定路線として位置づけてはいなかった。

相滞

返

は次節で詳しく検討していきたい。

優位が想定され、 かという、 反者への制裁を謳い、 に対しては軍事行動を行うが、 秀吉は史料七群段階では、 秀吉との関係性に左右されうるものであった。こうした点からも、 北条氏としては警戒を強める状況にあったであろうと考えられる。 停戦を命ずる「惣無事」 従うものに対してはその限りではない、 反北条勢力に彼らの望む境目確定を行う旨をにおわせていた。 政策であるが、 その制裁は秀吉に つまり交渉の余地を残してい 秀吉との提携が長い 「相滞族」 と認識され 境目確定と違 反北 たため

吉と反北条勢力を連結し、 秀吉の反北条勢力との同盟政策のスローガンである一面を有していたことを指摘することができる。 にのみ伝達され、すぐさま受け入れられ、 関与していた。一方、宝衍は家康・北条同盟との停戦交渉には関わっていなかった。「惣無事」が反北条勢力 部下として反北条勢力の求める北条攻めの実現に向けて交渉を行い、その延長線上で「惣無事」 関東 「惣無事」の伝達に宝衍や道牛が関与していたことは既知の事実である。宝衍は上洛して以降 秀吉を北条氏と対抗するように働きかけていた。 共有されたことからも、 「惣無事」は北条氏への出兵を容認する、 秀吉の対北条政策の様相につい 政策の実現に 宝衍は秀 三成

五節 景勝・家康の上洛に伴う「惣無事」執行役の確定

景勝の「後詰」としての取次継続が指摘されている。筆者も矢部氏の見解を継ぐべきであると考える。秀吉は 従来景勝から家康に 衍・道牛が反北条勢力に 一惣無事」 「惣無事」を伝達していた頃、 の取次が交代する契機であるとされてきた。その後矢部健太郎氏 景勝・家康が相次いで上洛した。これについ ては

惣無事」

の前段階から反北条勢力との交渉の中で、

北条攻めに対して肯定的な立場をとっていた。

宝衍

の意

事制裁役とに役割分担を行っていたと考えられる。このような立場から以下「惣無事」での景勝と反北条勢力、 条氏の討滅 図する北条への か、 両様の範囲で諸大名を調整し、「惣無事」を受け入れさせる交渉役と、北条氏の討滅に係る軍 「軍事征伐」を実現するため、 秀吉は諸大名を上洛させ、北条氏の「惣無事」受け入れ か、 北

以前に上洛した。 天正十四年(一五八六)上杉景勝は、 景勝は五月二十日に越府を出発し、 石田三成・増田長盛・木村清久らの勧告により、 六月七日に入京、 十四日には大阪の秀吉の元に出 境目確定と家康上洛

次の史料を検討する。

また北条氏と同盟関係にあった家康の政策関与について検討していく。

【史料九】「大阪府専宗寺所蔵文書」

いる(鼠)。そこでの秀吉との会談について、

先達如触札、近年上方無二任入魂之首尾、 家康無事相調付而 山、各申合凶徒可致退治之旨申上候条、 七月十日 南方之儀可為同意之由 五月廿日不斗令上洛、 相 始佐竹、 温候、 若於異議者可被討果之評談一諾、 各へ其方別而諷諫、一統之回章待入候、謹言、 去六日帰城、 於仕合者任存分候、 依之、 景勝事、 勿

景勝 判

条勢力の思惑通り、 この文書は天正 十四年上杉景勝が佐竹氏家臣・太田道誉に宛てたものである。 太田美濃守 秀吉から、 殿 北条氏が「惣無事」命令に違反した際には討伐する同意を得たことを伝えてい

景勝の上洛中に、

景勝と反北

 $\widehat{114}$

と景勝が秀吉に申し入れておいたことがわかる。

景勝もこれを受諾した。

北条征討に決した場合には、

傍線部から、

「秀吉と家康との「無事」が成就すれば、北条氏もきっと秀吉の決定に同意するに違いない

もし北条氏が異議を唱えたならば討ち果たすという評

景勝も関東へ越山を遂げる旨を秀吉に申し上げたと

られる。

したが、 無事」政策内部には、「北条氏の交渉受け入れか、軍事制裁か」という両様の立場が併存していることを指 された(ધ)。景勝は、佐竹氏らが求めていた北条攻めの先兵として、早々に任命されていたことがわかる。 名分が必要であったのであろう。この景勝の上洛中には関東と南奥、 家康との和睦に配慮しているためであると考えられる。 こで「惣無事」への制裁という形で北条攻めを展開しようとしている。これは、 いう。 「条攻めを行うためには、「惣無事」というスローガンの元、北条氏がこれに違反し、 前述した通り、 交渉が成就した際にも、しなかった際にも対応可能な人員配置がなされていたといえよう。 秀吉は関東勢力に対して北条攻めを容認する姿勢をとっていた。これに対し、 北条氏と同盟関係にある家康との友好を維持しつつ、 出羽の諸勢力に 天正十四年正月に形成された 一惣無事」の要請が伝達 征伐を行うという大義 秀吉はこ

親に により、 交渉決裂からの北条氏への制裁という反北条勢力が望んでいた「惣無事」の展望は健在であり、 意の成立を受けて実現したと考えられる。 家康との 行われ、 一方、 て、 従家康以 家康が北条氏に対する「惣無事」の交渉を行うことが既に決定されていた。 間では、 家康は十月二十日に上洛の途につき、 秀吉と家康の間では、 「三位中納言に任官されているが^(g)、それはこうした合意の成立を背景とするものであったと考え た勢力間で、 御 出仕後の家康の政治的役割が決定されており、 直 書 |被仰 希望的に解されていることを指摘することができる。 通候、 六月段階で計画されていた (音) 当秋中の家康の出仕を実現させるべく交渉 於向後者猶以可及御取合候、」と述べている 反北条勢力である結城 一週間ほどで大阪の秀吉のもとに出仕した(エ)。この間 結城氏家臣・水谷勝俊は八月五日付で白 ・白河両氏に動揺がみられないことからも 家康はこの上洛中に秀吉の執奏 118 家康の上洛はこうした合 家康が上 洛する前 それが秀吉に 段 .秀吉と

が景勝に対して「可心易候」と述べていると考えられる。 との交渉を行うことは不可能に近かったといえる。こうした背景により、 踏むことが必須の条件となっていた。しかし、 ること」と、 のことは、(秀吉が)家康と談合して、 は後文の して、家康の上洛、 ている(図)。ここで秀吉は、「関東之儀、 に対して家康上洛以前、 る。「惣無事」という路線を提示したことにより、 言について、従来「令談合」の主体は景勝と家康ととらえられてきた。しかし平野明夫氏は ⒀、「令談合」 「被仰出候」と併せて秀吉の自敬表現であり、これにより談合は秀吉・家康間のものとなり、 家康の関東取次就任を景勝に伝えたものであるとされている。 出仕を経て、 家康の上洛がなければ関東に出兵しなければならなかったという切迫した状況を伝え 関東の「惣無事」については家康に任せる旨を、 諸事、 家康と令談合、 家康に任せることにしたので、景勝もそのことを心得、 御舘の乱以降、 軍事征伐を行うにしても、それ以前に交渉という前段階を 諸事相任之由被仰出候間、 北条氏との関係が最悪であった景勝が、 交渉面は家康に任せることで、秀吉 筆者も平野氏の見解を支持してい 景勝に命じている。この文 被得其意、可心易候」と 北条氏 安心す 一関東

を検討する。 ていた。そして、それは有効に機能していたものと考えられる。 このように「惣無事」政策では軍事制裁役に景勝、北条との交渉役に家康と早々に取次の役割分担が 家康の交渉役としての活動について史料十a 行 われ

【史料十a】 「水戸市彰考館徳川博物館所蔵文書.

申

恐々謹言

珍書喜悦候、 将亦 東国惣無事之儀申嗳事 候、 着勿論候間、 可為御心安候、 尚大久保治部少輔かたより

十一月四

日付けで景勝

こうした家康の出仕と従属を経て、「惣無事」実行態勢の配置が完了した。秀吉は、

七月晦日

家

(花押

塩谷弥七郎殿

122

上は塩谷氏の分家、 家康が秀吉の である。 この文書は この書状 九州 天正 出兵 十五 は同日付の大久保忠隣の添え状にある「折節上洛之砌候之間」(②)という文言から、 喜連川塩谷氏出身で、佐竹氏についた川崎・泉塩谷氏と対立し、天正十三年(一五八五 0 お祝 家康が塩谷義上に対して自身が東国 いの為に上洛していた天正十五年 (一五八七) に比定することができる。 「惣無事」 の交渉を担当する旨を表明 Ũ 塩谷義 たたも 七月に

慣行だったということになる。実際にその後、小田原合戦に至った際には、 敵対する慣行があった。 力との交渉役に家康が当たっていたことを指摘することができる。中世の紛争調停では、当事者が調停役 の斡旋を拒否した場合、 調停に当たった家康も、 調停者は調停を拒否した者によって面目をつぶされた関係となり、 北条氏が調停を拒否した場合には、 家康は北条氏征討に参戦している。 北条氏を攻める側になる 拒否した者に 中

冬には佐竹方から北条方に従属しており、

当該期も北条方に属していたとみられている(空)。ここから北条勢

方景勝の軍事制裁役としての活動については史料十りを検討する。

ここに、交渉取次としての家康の立ち位置を指摘することができる。

【史料十b】 「上杉家文書

二月廿四日

花霧世

П 去二日書状加 被申付 可 中候、 候、 猶石 自然北条相背御下知、 披見候、 \coprod 治 部少輔、 関東無殊儀之由、 増田右衛門尉、 佐義竹、 被申越候、 宇都宮、 木村弥一右衛門尉可申 結城へ於相動 八州儀、 最前家康 -候也 従此方 可 7被仰 洛砌、 聞 間 具被仰聞 後詰 候間、 可有之用 定而

上杉少将とのへ(25

条氏側からの侵攻を阻止すること、それが破られた場合には北条攻めを行う、 に求めており、 ていた。 える。天正十五年二月段階においても、 の史料に見える「後詰」の語について、矢部健太郎氏は「後方支援部隊」ではなく、「敵の背後から攻める軍勢」 たのであるが、史料十bからは、景勝は和睦失敗以前から失敗後の対策を準備していたことが読み取れる。 たものである」と分析されている。藤木氏は景勝が「惣無事」交渉の失敗後に参戦する役目であったと解され 書について藤木久志氏(ધ)は、秀吉が「北条氏を次の相手国としてその対応をゆだね、 が景勝に対して北条が「惣無事」違反を行った際の「後詰」の用意を命じていること、が見て取れる。 告していること、 が成立する以前の、 うという意向を示し、その用意を命じたものである。史料十bは家康上洛以降であり、 大名として豊臣政権の「惣無事」政策への協力を命じられていた」という矢部氏の見解に従うべきであると考 つまり この文書は天正十五年秀吉が景勝に宛てて、 「搦め手」の意味で解釈すべきであるとされており、是認できる(迩)。「家康と景勝は同レベルの外様 秀吉は軍事制裁の発動条件を北条氏側から佐竹氏ら、 惣無事」 ②関東への対応については家康が上洛した際に景勝に詳しく言い聞かせてあること、 天正十五年に比定することができる。ここからは、 を提唱しながらも、一 秀吉は依然として北条氏への制裁担当としての、 北条氏が「惣無事」 貫して反北条勢力との連携に基づき、 反北条勢力への軍事行動が発動されるという点 違反をした際には後詰として出陣してもら ①関東の情勢について景勝が秀吉に報 という原則を維持していること 反北条勢力に対する北 秀吉と北条氏との 景勝には後詰を命じ 景勝の役割を保持し この文

を指摘することができる。

小括

てい 野の 無事」 からず、 の様相を変化させる可能性を包括させつつも、 なかった。 当に家康を据えつつ、 攻めを行うにしても、 している。 北条勢力に と同盟を形成する。ここでの「手柄次第」の約諾は、その後の秀吉の全国統一の障害となっていた。秀吉は は上杉・佐竹氏ら連携勢力に分担されている。北条氏は信長没後、神流川の合戦を引き起こし、 の作用をも有していたということができる。 て参画 惣無事」 き 所 秩序の崩壊をもたらした。 務を奪われたことにより秀吉に期待し、 し、水面下の合意形成に奔走したことで秀吉が反北条勢力との同盟政策を基軸に「惣無事」 それにより北条氏が参画しづらい 同盟交渉の担い手として政権中枢と結びついて活躍した宝衍の影響があったと考えられる。 秀吉は 秀吉は自身と和睦した家康をも「惣無事」に組み込むことを図り、 「惣無事」のスローガンを提唱し、 は反北条勢力の要請をもとに展開されていた。そしてその展望に制裁を据えたスロ 「惣無事」を交渉と軍事制裁という二側面から展開させ、 それ以前に交渉決裂という前段階を踏むことを図っていたと考えられる。 一方で反北条勢力との 織田政権の 一惣無事」 家康上洛後、 同盟政策を維持し、「惣無事」違反に対する制裁準備を怠って 「惣無事」の初動を担っていた家康は織田家の命を受け、 秀吉の 北条氏との交渉が決裂した際には、 一つの展望として北条攻めを据えていた。そしてそこには少 政策が展開されることになったといえよう。 「惣無事」 前々から内定していた通り、 政策に参画してい 北条氏との交渉の状況の中で、 家康を交渉担当に据え、 . る。 小田原攻めを行う旨を表明 宝衍が三成 交渉役は家康に、 信長以来の 0) 1 秀吉は 展開 の配 ガンとして 宝衍は佐 北条氏 がを図 交渉 小 下とし \mathbb{H} 制 惣

おわりに

本稿で述べたことをまとめていく

条勢力は、秀吉との連携を画策するようになっていった。 として北条氏の関東侵攻を是認していく。 家康は関東の反北条勢力と協調する様子を見せるも、 に進軍 無事」にいち早く参画し、 章では豊臣政権成立以前、 神流川の合戦を引き起こすが、これは信長が作った「惣無事」秩序の崩壊を意味していた。この 反北条勢力と信長との取次を行っていたことを指摘した。信長没後、 若年の頃から上方での交友関係を有していた天徳寺宝衍が、 家康に「惣無事」として信長秩序の回復を期待していた宝衍ら反北 天正十年北条・徳川同盟が展開されると、「手柄次第 織 北条氏は上 田 政 0

びかけに期待をかけ、その東国政策に接近を図っていった。 ガンという側面を持ちつつ発展していったといえる。この間、 れと敵対する秀吉と反北条勢力という構図を明確にし、「惣無事」は秀吉の反北条勢力との同盟政策のスロ と考えられる。秀吉と家康の関係は「惣無事」に敵対する北条氏と、北条氏と同盟関係にある家康、 かし、ここで秀吉が提唱した「惣無事」には、 信長の「東国御仕置」の時点で既に存在するものであり、 天正十一年冬秀吉は反北条勢力の要望に応え、関東に「惣無事」を提唱するようになった。 家康が東国交渉を専任されている体制を打破する意図があった 家康がその執行役として周囲に認識されてい 北条氏に所務を奪われていた佐野氏は秀吉 この構想自 そしてそ た。 体は

て指摘してきた。天正十一年以降、 次に第二章では宝衍が豊臣政 権の 「惣無事」 関東では北条と反北条勢力との関係が悪化し、 に参画する過程と、 同盟政策に始まっ た 反北条勢力と秀吉は連 「惣無事 0 展 開

のための制

裁という両

様

の立場が見え隠れしていたということができる。

配を回 を深め を是認する、 が反北条勢力にのみ伝達され、 東「惣無事」では宝衍と道牛が佐竹氏勢力に秀吉の裁定を伝達している。 め 北条勢力が懇望していた彼らの知行の維持 野氏は秀吉から、 した。宝衍は、 は という展望があり、 てい 復するために、 0 た。 相続問題ではなく、 「相滞族」に対して、 秀吉の反北条勢力との同盟政策のスローガンという一面を有していたことを指摘することが その 宗綱の存命中に、 以 間、 一前からの要請どおり「惣無事」を行う旨を伝えられ、 宗綱の代理人として上洛し、そのまま三成の側近となって 秀吉と関東の反北条勢力との軍事同盟という性質が内包されていた。 佐野氏は北条氏に所務を奪われ、 すぐさま受け入れられ、共有されたことからも、 佐野領支配 宗綱との連絡を維持した状態で上洛していたとみられることから、 制裁を加える旨を表明していた。ここからは、 の回復にあったと考えられる。 (北条氏側からの侵攻の阻止)と、それがかなわぬ場合には北 秀吉に助けを求めている。 秀吉の提唱する「惣無事」 秀吉が提唱していた関東「惣無事」 宝衍は甥である佐野宗綱の佐 従わせるための交渉と緊急時 「惣無事」は北条氏への出兵 「惣無事」 小牧長久手の 政 天正十四年の 策 0 推 上 進に 洛 条攻 領支 0 意

渉の か 結果につながる。よって、家康を調停者に起用したことについて、 のであったという経緯に鑑みて、 河盟 V 仲 方秀吉と家康との間では天正十四年に和睦が成立していた。秀吉は自身と和睦した家康を、 なかったとも、 介者に定めたことは、 関 係の中で形成された 北条氏の孤立を図る政策であったともとらえることができる。秀吉は北条氏との対話 北条氏が家康の調停を拒否した場合、 「惣無事」 北条氏が交渉に応じないことは十分に想定され得たと考えられる。 0) 交渉担当に据えている。 交渉を行うことが可能であったのは家康 面目をつぶされた家康が北条氏に敵対する 「惣無事」 が 反北条勢力の懇望に応えるも 反北条氏 家康を交 0

とを指摘することができる。

同盟政策に沿って、 次により展開され、 勢を見せる一方で、 北条氏の「惣無事」受け入れか、 交渉の状況によって変化する可能性を包括しつつも、秀吉と結ぶ反北条勢力の庇護とい 景勝と反北条勢力に軍事行動の準備を命じていた。秀吉の「惣無事」がこうした二筋 北条氏の討滅か、という振れ幅の中で発展していったこ 0 取

がトレーガーとして果たした役割は大きい。 う性格を有する「惣無事」 役となり、 たとみられるのだが、 同盟 景勝ルートに位置づいていた宝衍は、 政策を要因としたものであり、その成立過程に宝衍の水面下の交渉が大きな影響を与えていたというこ 「惣無事」政策の展開に影響を与えるようになっていった。宝衍の参画により秀吉の同盟政策とい 石田三成を介して秀吉の側近に参画していったことで、 政策は、 意思疎通ルートを確立し、 元来は、 小田原征伐は 佐野氏の所領支配の回復という個別の利害に基づいて上洛 「惣無事」という北条氏にとって許容しがたい 反北条勢力との連携を密にさせてい 連携勢力と秀吉との連絡 った。

宝衍

調整

とができる。

粟野俊之

前注八参照

一九八八)

- 1 高橋博「天正十年代の東国情勢をめぐる一考察―下野皆川氏を中心に―」『弘前大学国史研究』九三号
- 2 高志書院二〇〇八年) 戸谷穂高氏「関東·奥両国 「惣無事」と白河義親」(『中世東国武家文書の研究:白河結城家文書の成立と伝来。
- 3 松本一夫編『中世下野の権力と社会』岩田書院 二〇〇九年 佐々木倫朗「東国「惣無事」令の初例について―徳川家康の「惣無事」と羽柴秀吉―」 (荒川善夫・佐藤博信
- $\widehat{4}$ 竹井英文 『織豊政権と東国社会「惣無事令」論を越えて』吉川弘文館 二〇一二年
- 5 藤井譲治「「惣無事」はあれど「惣無事令」はなし」(『史林』九三号(三)二〇一〇年五月)
- 6 竹井英文 前注四参照
- $\widehat{7}$ 五〇九号二〇〇五年一月) 矢部健太郎「東国「惣無事」政策の展開と家康・ 景勝―「私戦」の禁止と「公戦」の遂行」(『日本史研究
- 8 粟野俊之『織豊政権と東国大名』 吉川弘文館 二〇〇一年
- 「天徳寺宝衍考」(旧題:「天徳寺宝衍考―戦国後期の関東と織田・豊臣政権―」 『駒沢史学』三九·四〇合併号
- 10 立文書館 松本一夫 「天徳寺宝衍の花押型の変遷をめぐって」『栃木県立文書館研究紀要』十九号 二〇一五年 栃木県
- 11 齋藤慎一 『戦国時代の終焉「北条の夢」と秀吉の天下統一』(中公新書 一八○九)中央公論新社 二〇〇五
- 12 13 黒田基樹 粟野俊之 『小田原合戦と北条氏』 (『敗者の日本史』シリーズ十巻) 吉川弘文館 二〇一三年

前注八参昭

- 14 寛政重修諸家譜』十四巻 田沼町史』 第六巻 通史編上、 十四頁 二八四頁 佐野氏系図
- 15 天文十九年閏五月二九日条
- 松本一夫 前注十参照 **言継卿記**』天文十七年五月二四日条
- 16 富岡家古文書」『栃木県史』中世三
- 18 17 この後、上杉氏の家督を巡って御舘の乱が発生する。 四一八頁

(天正六年~天正八年) その間、

上杉氏の関東に対する

- 19 影響力は低下しているといえよう。 飯野盛男所蔵文書」「歴代古案」七「小林文書」『信長文書』下 六〇七~六〇九号
- 湯川敏治『歴名土台』続群書類従完成会 一九九六年

20

 $\widehat{22}$ 21 小笠原文書」『結城市史』 一 四三八頁 書簡幷証文集」『新編埼玉県史』資料六

九三八号

九三九号

言継卿記』天正四年六月十二日条

- 信長公記 天正七年九月十一日条
- 信長公記 天正八年三月九日条

24

23

- 26 25 信長公記』 天正十年二月二日条
- 信長公記 信長公記 天正十年三月十一日条
- 28 27 太田文書」 『新編埼玉県史』資料六 天正十年三月二八日条 一一一九号
- 29 一天徳寺宝衍書状」白石氏文化財調査報告第四〇集 『伊達氏重臣遠藤家文書・中島家文書~戦国偏~』三一号
- 以下『遠藤家文書』と略記。)
- 31 30 黒田基樹 来田文書」 前注十三参照 (奥野高廣『織田信長文書の研究』
- 以降『織田信長文書の研究』 については『信長文書』と略記。 下 吉川弘文館
- 「太田文書」 注二八参照

48

- 33 ·太田文書」『新編埼玉県史』資料六 一一二三号
- 34 『群馬県史』資料七 三一二一号

人物は管見の限りみられなかった。そこで、ここでは影写本から「上様・殿様・三介」に訂正し掲載している。 『群馬県史』では一行目の出馬した人物を「上様・殿様・三成」と翻刻されているが、 当該期「三成」という

- 36 35 黒田基樹 黒田基樹 前注十三参照 前注十三参照
- 37 佐竹文書」一『佐野市史』 資料一 一〇三八頁 一六六号
- 39 38 東京大學史料編纂所所蔵 猪俣文書」『群馬県史』資料編七 一〇七〇頁
- 佐竹文書」『栃木県史』中世三 一四〇頁
- 「木曽考」『信濃史料』十五 四一七頁 ·佐竹文書」『栃木県史』中世三 一四〇頁

41 40

42

上と略記。)

- 宇都宮氏家蔵文書」(中村孝也『徳川家康文書の研究』上

日本学術振興会)

三七三号

(以下『家康文書

伊達家文書」『群馬県史』 資料七 三一九〇号

43

- 45 44 黒田基樹 前注十三参照 「古文書」『家康文書』上 三八五頁
- 真田家文書」『群馬県史』資料七 三五五六号
- 「須田文書」 『上越市史』 別二 二六五三号
- 景勝公御年譜巻十巻所収」『上越市史』 別二 二七一八号 越佐史料卷六所収文書」『上越市史』別二 二六五三号

49

- 50 净信寺文書」『大日本史料』十一―四 六八五頁
- 51 江口文書」『群馬県史』資料七 三二六二号
- 52 黒田基樹 紀伊国古文書所収藩中古文書十二」『戦国遺文後北条氏編』 前注十三参照

47

四一二九号

58

60

- 54 黒田 基樹 前注十三参昭
- 55 皆川文書」『栃木県史』中世 一九二頁
- 57 56 立花京子「天正十三年の北関東・ 黒田基樹 前注十三参照 南奥情勢の把握」(『地方史研究』二七
- 福島於莵吉氏所蔵文書」『大日本史料』十一―四

七八一頁

Ŧī. 四

五卷五号

九九五年十月

- 常総遺文」七『大日本史料』十一―四 七八四頁
- 佐竹文書」五乾『大日本史料』十一—四 七八八頁
- 「常順寺文書」 『大日本史料』 十一―四 武徳編年集成巻二六」『大日本史料』十一一五 二〇二頁 七九一頁

61

粟野俊之 武州文書 一六」『小田原市史』資料一 前注八参照 六九九号

64

63 62

竹井英文 前注四参照

齋藤慎一

前注十一参照 前注十参照

松本一夫

- 栗野俊之 黒田基樹 前注八参照 前注十三参照
- 黒田基樹 前注十一参照 前注十三参照

70

69 68 67 66 65

- $\widehat{71}$ 黒田基樹 齋藤 慎一 前注十三参照
- 73 $\widehat{72}$ 佐竹文書」
- 諸将感状下知状并諸士状写一」『小田原市史』原始古代中世Ⅰ 五乾『大日本史料』十一一六 三六八頁

六八六号

 $\widehat{74}$

- 齋藤慎一 前注十一参照 ·諫早文書」『会津若松史』八 二四二頁
- 76 75 ·土田藤一氏所蔵文書」 『上越市史』 別二 二九六七号

- $\widehat{77}$ 「土田藤一氏所蔵文書」 前注七六参照
- 78 堀新 大藤文書」『戦国遺文後北条氏編』二六九〇号 『日本の中世の歴史七 天下統一から鎖国へ』吉川弘文館二〇一〇年
- 79 栃木県庁採集文書三」『小田原市史』資料一 六九〇号
- 80 黒田基樹 前注十三参照
- 81
- 齋藤 慎一 前注十一参照
- 松本一夫 三鬼清一郎『職豊期の国家と秩序』青史出版 前注十参照

二〇一二号

83 82

85 84 『完訳フロイス日本史四(豊臣秀吉一)』 ルイスフロイス著 松本一夫 前注十参照

松田毅一・川崎桃太訳

中公文庫 二〇〇〇年

九三頁

- 86 「實行書状」『岩手県中世文書』下 九〇頁、 『南部藩参考諸家系図』六一
- 考えられる。そこで注九二では宝衍に訂正したものを記載している。) 尚、謄写本により一部翻刻の訂正を行った。特に差出は「実行」と翻刻されていたが、「宝衍」の誤読であると

||彦根藩井伊家文書」『大日本史料』十一—二六 ||三三〇頁

88 彦根藩井伊家文書」 前注八七参照 87

- 諸名将古案」『大日本史料』十一—十三 一八七~一八八頁
- 90 89 成簣堂古文書」一三八第十八雑文書其二ノ五号 『大日本史料』十一―十六

一一七頁

- 「八代文書」『大日本史料』十一—十六 一一九頁 宇都宮文書」乾 『大日本史料』十一—十六 一一八頁
- 93 竹井英文 前注四参照

- 94 實行書状」前注八六参昭
- 青木氏蒐集文書」『群馬県史』資料七 三三五九号 黒田基樹氏は天正十三年八月、北条氏が佐野を攻めていることを明らかにしている。これは宝衍が秀吉の

の研究」『戦国大名と外様国衆』 配下として活動する時期と前後しているため、 戎光祥出版 二〇一五年) 何らかの関係があるものかもしれない。 (黒田基樹 「館林長尾氏

- 96 八〇八頁
- 真武内伝附録―矢澤氏への御書共写并御印判」 [信濃史料叢書] 中 九
- 97 上越市史』別二 四八八頁
- 98 新編会津風土記」『会津若松史』八 二七三~二七四頁
- 真武内伝附録」前注九六参照 真武内伝附録」前注九六参照
- 104103102101100 99 真武内伝附録」前注九六参照 兼見卿記』天正十四年正月二十一日条
 - 真武内伝附録」前注九六参照
- 「佐藤行信氏所蔵文書」 「沼津市史中世補遺」 『沼津市史研究』 十号 二〇〇一年三月 佐藤行信氏所蔵文書」五 『静岡県史』中世四 一八三九号
- 「一五八五年十月一日付長崎発信(イエズス会総長宛)ルイスフロイス追信」

同朋舎出版

九九号

沼津市教育委員会

松田毅一『一六・七世紀イエズス会日本報告集』第三期第七巻 「専宗寺文書」(「東大坂専宗寺所蔵岩付太田氏関係文書」十号 一九九四年

106

- 文書館紀要』 十六号 二〇〇三年 三月 埼玉県立文書館
- 前田尊経閣所蔵古文書写」(粟野俊之氏が前注の「天徳寺宝衍考」の中で紹介している) 国学院大学白河結城文書」『白河市史』五 資料二 七三八頁
- 東国大学国史研究室保管 白河文書」『白河市史』五 資料二 七三九頁
- 齋藤 慎一 前注十一参照
- 矢部健太郎 景勝公諸士来書之二○」『上越市史』別二 二八○二号 前注七参照
- 114113112111110109108107 大阪府専宗寺所蔵文書」『上越市史』 (『天正十四年上洛日記』) 別二 三一〇八号 (『上越市史』 別二 三一〇六号

- 119118117116115 |杉原謙氏所蔵文書」(『上越市史』別二 三一二四号
 - 『福島県史』七 五八九頁

 - 新編会津風土記」巻之七 水谷勝俊書状『白河市史』 家忠日記』 天正十四年十月条二十日条 Ŧī.

史料二

七四一頁

十一月五日に正三位に任じられたという。

「公卿補任」によると、上洛に際して十月四日に従三位に任ぜられ、

- また、その知らせは家康家臣のもとにも届いていた。 家忠日記』天正十四年十一月七日条、二十日条
- 「上杉家文書」『上越市史』別二 三一五九号
- 平野明夫 「豊臣政権下の徳川氏」『徳川権力の形成と発展』岩田書院 - 水戸市彰考館徳川博物館所蔵文書」(『新修徳川家康文書の研究』二 三八六頁

二〇〇六年

尚、竹井英文氏の訂正に従い、一部訂正した。

122121120

尚、竹井英文氏の訂正に従い、一部訂正した。 、竹井英文『織豊政権と東国社会「惣無事令」論を越えて』吉川弘文館二○一二年 「水戸市彰考館徳川博物館所蔵文書」(『新修徳川家康文書の研究』二 三八七頁

123

- 、竹井英文『織豊政権と東国社会「惣無事令」論を越えて』吉川弘文館二〇一二年 新編会津風土記」巻之七 那須資晴書状『白河市史』五 九七四号
- 「上杉家文書」「上越市史」別二 三一七一号
- 矢部健太郎 藤木久志『豊臣平和令と戦国社会』 東京大学出版会 一九八五年 前注七参照

○発給文書○

天徳寺宝衍関係文書目録

11	10	9	8	7	6	5	3	2	1	
(天正十七年)	(天正十七年)	九月十三日	(天正十四年)	(天正十四年力)	(天正十二年力)	(天正十一年力)	六月二十日 (天正十年)	卯月十九日	永禄十一年戌辰	年月日
(花押影)	(花宝 押衍	宝衍	宝一	宝衍	天徳寺宝衍	(花押影) 天徳寺宝衍	(花押) 天徳寺宝衍	(花宝 押()	天徳寺宝衍	発給者
金上平六郎他	(上越府勝)	秩父豊後守	富田美作守	(頼綱) 矢澤薩摩殿	(佐竹義斯) (佐金	(佐竹義重) 太田	(佐 大田 重)	(基信) 遠藤山城守	森伊豆守	宛所
書状	書状	書状	書状	書状	書状	書状	書状	書状	宛行状	文書名
会津旧事雑考	上杉家文書	小菅文書	尊経閣本古文書写	眞武内伝附録	戸村文書	水府志科	佐竹文書	蔵・遠藤文書斉藤報恩博物館所	石井善太郎氏所蔵 文書	史料名
『福島』七―八五二頁	『栃木』三―一九八頁	『岩手県中世文書』下	「〇三八頁一六七号」「佐野市史」——	『信濃史料叢書』中	『栃木』三―二八八頁	『栃木』四―三五〇頁	『栃木』三―一四〇頁	"仙台市博物館調査報 "仙台市博物館調査報	『栃木』四―三九七頁	出典
	は天正十九年に比定と比定。荒川善夫氏と比定。荒川善夫氏		山上道牛関連			『栃木県史』では天正				備考

24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12
五月二日	三月十一日(文禄二年)	(文禄元年)	(天正十九年力)	七月二四日	(天正十九年)	(天正十八年)	五月二七日	五月十三日	天正十八年卯月	天正十八年四月	三月十九日	(天正十七年)
(花宝押衍	(花宝)	(花宝押)	(花宝押)	(黒印)	天徳寺宝衍	(花押影)	宝衍	宝衍	天徳寺	前天徳寺	(花押)	(花宝押)
蓼沼日向守	桜池院	桜池院	桜池院	高瀬紀伊守	御連判衆 ・	三浦左京亮	月輪院	月輪院	大胡領		「 同図書助 小曾戸丹後守・	(木戸)
書状	書状	書状	書状	宛行状	書状	書状	書状	書状	禁制	書状	書状	書状
蓼沼文書	高野山桜池院文書	高野山桜池院文書	高野山桜池院文書	山崎文書	喜連川文書	三浦文書	寺院証文	寺院証文	奈良原文書	歴代古案	小曾戸文書	吉川金蔵氏所蔵文書
『栃木』三―二〇八頁	『栃木』四―一六九頁	『栃木』四―一六八頁	『栃木』四―一六九頁	『栃木』四―三〇頁	『栃木』二―二五七頁	『栃木』四―三四頁	『埼玉県史研究』二六	『埼玉県史研究』二六	『群馬』七―六二五号	『栃木』三―二二六頁	『栃木』―― 四	『栃木』三―二 二頁
『栃木県史』では天正						年欠				偽文書力	年欠	

○受給文書(

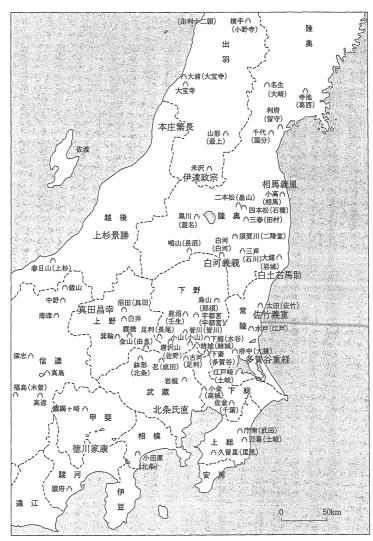
2	1	
閏五月二九日 天文十九年	五月二四日	年月日
山科言継	山科言継	発給者
		宛所
言継卿記	言継卿記	文書名
言継卿記	言継卿記	史料名
『言継卿記』	『言継卿記』	出典
天徳寺宝衍関連	天徳寺宝衍関連	備考

6	5	4	3	2	1	
初春十六日	極月十四日	(天正十八年)	(天正三年力)	十一月四日(元亀四年)	三月十四日(永禄五年)	年月日
喜連川賴氏	喜連川賴氏	増右長盛	氏政	勝頼花押	(花押) 源三氏照	発給者
天徳寺法印	天徳寺法印	天徳寺	天徳寺	天徳寺	天徳寺	宛所
書状	書状	書状	書状	書状		文書名
長御書案二 喜連川文書文禄慶	喜連川文書文禄慶	秋田藩所蔵文書	下総旧事	甲斐国志	涌井文書	史料名
	────────────────────────────────────	『福島』七―二五〇頁	『戦国遺文』後北条氏	『栃木』四―二九三頁	『栃木』 ―六三〇頁	出典
						備考

14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3
天正十四年	五月二五日	十月十八日	天正 (十二又は 十二年力)卯月	七月九日	七月朔日	四月十六日	四天八日年	十月十二日	天正八年庚	年欠	年欠正月二四日
長盛 (花押影) 影) · 三成	羽柴秀吉朱	石田三成	結城晴朝	賢哲書状	東義久書状	滝川一益	織田信長	佐野宗綱朱			上杉輝虎判
綱)御宿所塩谷弥六殿(義	綱)とのへ塩谷弥六(義	矢澤頼綱	芳賀伊賀守	三樂齋	羽柴筑前守	佐貫御城	景) とのへ 梶原源太 (政	松本丹波守 山上道牛・福			富岡主税助と
連署状写	朱印状写	韻料状	書状	書状	書状	書状	印判状	朱印状	佐 記武者	佛 日 記	判物
秋田藩家蔵文書三	秋田藩家蔵文書三	眞武内伝附録	小田部庄右衛門氏	「江戸譜」収蔵	浄信寺文書	瀧川文書	太田文書	福地文書	佐野武者記	大庵寺文書	沼井文書
『栃木』三―五八頁	『栃木』三―五八頁	『信濃史料叢書』中	『栃木』二―四二頁	八五一頁付三三号 『新編埼玉県史』六―	○○五頁八八七七	『群馬』七―八四三頁	『群馬』七―五五二頁	始古代中世—四三一 始古代中世—四三一 資料編原	始古代中世—四六二 明沼町史』資料編原	『栃木』-—六〇-頁	『栃木』三―四一八頁
山上道牛関連	山上道牛関連	天徳寺宝衍関連	天徳寺宝衍関連	天徳寺宝衍関連	山上道牛関連	天徳寺宝衍関連	天徳寺宝衍関連	山上道牛関連	山上道牛関連	山上道牛関連	天徳寺宝衍関連

25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15
天正十八年	卯月二八日 二八日 二八年	弐 月 二 十 日 日	十一月二九日	十一月二八日	三天 月十十 十二 日	七月二九日 天正十四年	天正十五 年 天正十五 天正十五 天正十五 年	七月二七日	五月二五日 二五日 二五日	五月二五日 日年
御朱印(豊	豊臣秀吉朱	政景 (花押	豊臣秀吉朱	豊臣秀吉朱	三成(花押)	(花押影)	ルイス・フ	不説 (白川	(花押影) (花押影)	羽柴秀吉朱
加藤主計頭と	(長吉) とのへ浅野弾正少輔	総大多喜城主 正淡御報(上	田三楽斎道誉)山楽斎(佐竹	殿(佐竹左衛門尉	殿参人々御中(宇都宮弥三郎	御辺御館(白		少輔殿 地田右衛門尉 明七衛門尉	人々御中白川七郎殿	白川七郎との
朱印状	朱印状	書状写	朱印状写	朱印状写	書状	書状写		書状写	書状写	朱印状
并諸士状写」三所 好諸士状写」三所 知状	浅野家文書	武州文書	太田文書	秋田藩家蔵文書三	小田部好伸家文書	「新編会津風土記」	『日本史』	室保管白河文書東北大学国史研究	白川家蔵文書	城文書 城文書
七八三頁一五七八号『新編埼玉県史』六―	『栃木』四―二二九頁	『栃木』四―三七九	「一四八九号」 一四八九号	近世一—一〇四号『秋田県史』 資料編		―七四〇頁九七五号『白河市史』資料編二	『完訳ルイスフロイス 日本史四』――九三	—七三八頁九七三号『白河市史』資料編二	—七三七頁九六九号『白河市史』資料編二	—七三八頁九七一号『白河市史』資料編二
天徳寺宝衍関連	天徳寺宝衍関連	天徳寺宝衍関連	天徳寺宝衍関連	天徳寺宝衍関連	天徳寺宝衍関連	山上道牛関連	天徳寺宝衍関係	山上道牛関連	山上道牛関連	山上道牛関連

34	33	32	31	30	29	28	27	26
年欠七月九日	年月日不詳	九天月二〇日年	九天月二〇日年	九天正二〇日年	九天正二〇日年	八天 月二十 八日年	天 閏正十 月 年	大月八日 十八日 千
哲賢書状	電泳清兵衞	豊臣秀吉朱	豊臣秀吉朱		豊臣秀吉朱	木戸元斎	山上書道定	豊臣秀吉朱
三樂齋(太田		佐野修理大夫	佐野修理大夫		佐野修理大夫			とのへ (立花 羽柴柳川侍従
書状		知行目録	朱印状写	叙位口宣	朱印状	聞書 製書 関書		朱印状
江戸譜		佐野文書	佐野文書	能福寺文書		詠歌大概聞書奥書		立花家文書
『群馬』七―八五一頁	『群馬』七―一〇七〇	編三 近世)―三〇編三 近世)―三〇	料編三近世)—二九 (資	『兵庫』——五九頁	編 三 近世) —十四頁『田沼町史』四(資料	別編二—六七二頁『上越市史』資料編	料編 三 近世) —十三	原始・古代・中世一 『小田原市史』 史料編
山上道牛関連	天徳寺宝衍関連	天徳寺宝衍関連	天徳寺宝衍関連	佐野信吉を従五位に	信吉を宝衍の養子と	天徳寺宝衍関連	山上牛道定書	天徳寺宝衍関連



「関東奥両国惣無事」史料関係図(栗野俊之『織豊政権と東国大名』(吉川弘文館, 2001年)所収「関東群雄割拠図(天正 10年)」、「奥羽群雄割拠図(天正 18年)」をもとに作成)

図1 〈転載〉「関東奥両国惣無事」史料関係図 竹井英文『織豊政権と東国社会「惣無事令」論を越えて』 吉川弘文館 二〇一二年 より

Tentokuji Hoen participated in Oda and Toyotomi's Sobuji policy

IATSUMOTO, Nana

a role in distinguishing the pro-Hojyo and the anti-Hojo forces right at the boundary between Shimotsuke and Kozuke (these two literally mean the lower and upper area). The border had accomplishment conducted for Sano had a significant impact on the whole Japanese politics at the time. Sano was located contribution has been relatively underrated in academia. Especially Tentokuji Hoen and his servant Yamagami Dogyu's in-depth. By scrutinising specifically, Sano clan will demonstrate its unique role in the medieval Japanese history, as its Tochigi prefecture), paying a great deal of attention solely to Shimotsuke can internalise the history of Sobuji policy more in Kanto area. To shed light on a region formally called Shimotsuke (current Sano- a city located in the south-west part of This thesis aims to analyse Sobuji, which is a policy derived from Toyotomi Hideyoshi's force and an anti-Hojo force

diplomat of Takigawa Kazumasu, who was in charge of Kanto Otoritsugi. Hoen's primary role was as an envoy between Od strong connection with major aristocrats in the Kamigata area firmly remained in the political world. As a result, Hoen administrations centred in the west and the anti-Hojo power in Kanto area massively impacted on Japanese high society. At the time when Oda Nobunaga's Togoku Shioki prevailed, Hoen was a has a roots-wise relation to the main branch of Sano family. Although Hoen became a Buddhist priest in his early life, his namely means he was Masatsuna's younger brother as well as an uncle of Munetsuna. Consequently, it is evident that he Hoen's lineage was quite complicated but worth highlighting at the same time. Hoen was a son of Sano Toyotsuna, which

Following the famous Honnoji-no-hen in 1582, Hoen fought a battle with the Hojo force in Kozuke with a help of

soon after Kannagawa war. At just about the same time, the Hojo army attacked Sano that the Kanto anti-Hojo force became their safety behind Hideyoshi's power heightened after 1593. Therefore, the Kanto anti-Hojo force attempted to gain the favour of Toyotomi Hideyoshi to secure Kannagawa war. Despite his career in Kozuke, he returned to Sano and reassumed his position of a negotiator of Sano region Takigawa Kazumasu as one of the sequels of Honnoji's incident. This war, also happened in 1582, was later called as

colossal force. Also, Hideyoshi was able to draw Kanto force into his army. Considering Sano's geographically unique role oppose to the Hojo force as Kagekatsu did force through Sobuji policy. On the other hand, Tokugawa leyasu negotiated with the Hojo force and avoided apparently Uesugi Kagekatsu, who allied with the anti-Hojo force, took charge of a position to sort out the situations against the Hojo Hideyoshi's Sobuji policy. This policy had a side that Hideyoshi's intention to draw the Kanto anti-Hojo force. For instance of ousting the Hojo force from beloved Sano. As well as Hoen, Yamagami Dogyu was also in charge of Sano's vassal in rule. Hojo's dominance over Hoen's power resulted in Hoen's remarkable decision to serve Hideyoshi with the intention relations with the Hojo force. In the summer of 1575, Hoen left Sano to move to Kyoto since the Hojo force took over Sano's the Hojo group attempted to agruire Sano to utilise the function of borders. Thus, Sano kept under pressure to stay close consensus between Kanto and Hideyoshi's demand and supply. As a result, Kanto successfully got the most out of Toyotomi's to be a chance to build up his career to rule entire Japan. Hideyoshi's interest towards situations in Kanto area reached a Toyotomi Hideyoshi, who overthrew a pro-Nobunaga force (also known as Shibata Katsuie's troops), found these sequent

to control the Hojo force. Hoen's extensive connection shows how military alliance had associated with the development to prevail a truce all over Japan. However, this essay illustrates that Sobiji policy was established with Hideyoshi's desire Amongst historians, the conventional appreciation of Sobuji policy has widely been recognised as Hideyoshi's ordinance

further understandings alongside Hoen's desire to return to his dearest home, Sano. of Sobuji policy. I hope it dawns on historians that it should be examined to fully grasp the importance of Sobuji policy for

(平成二十九年度史学専攻 博士前期課程修了)